# 専門部会の目標と基本スケジュール（案）

資料No. 1

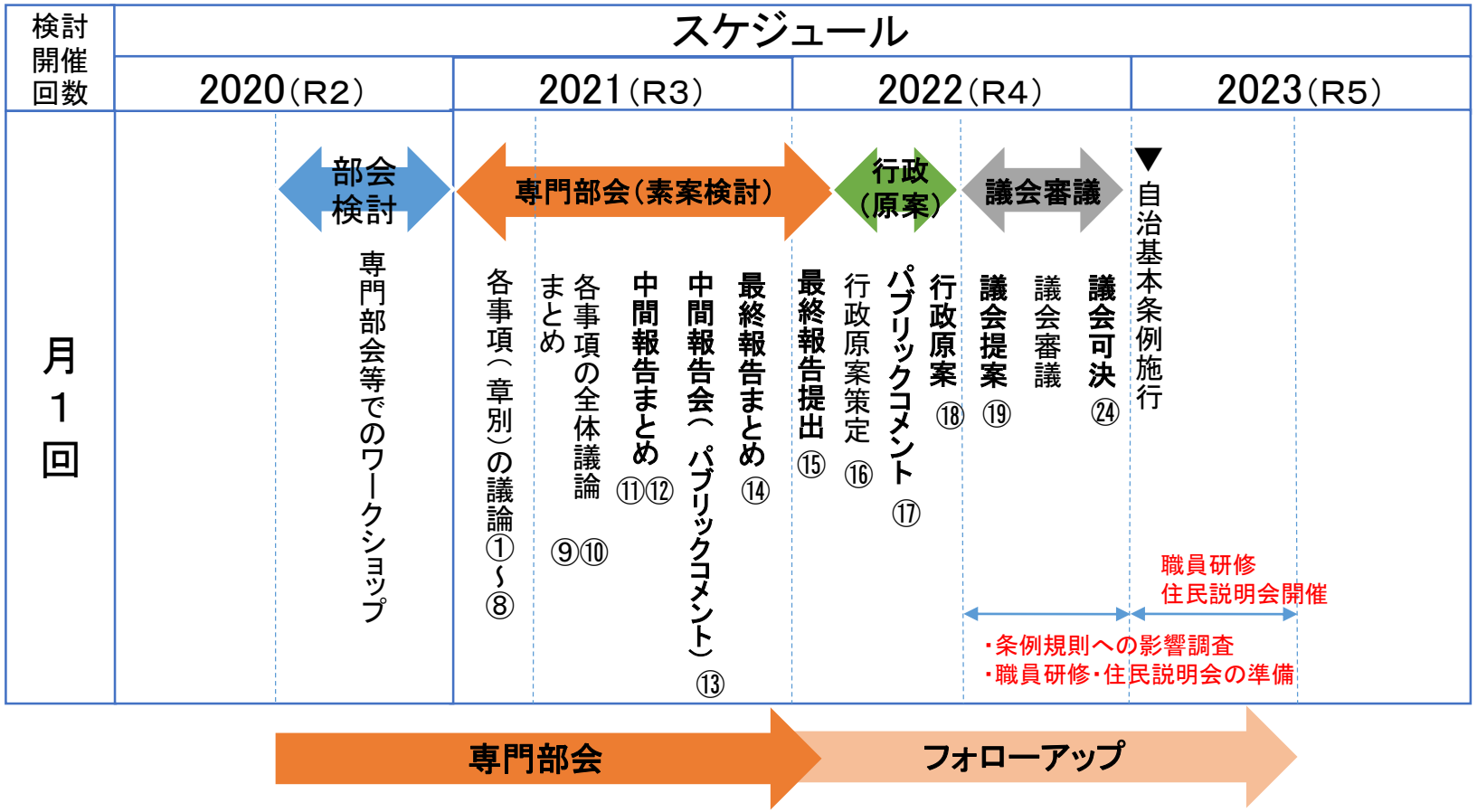


※ 中間報告とは、条例素案（解説・考え方・専門部会での議論概要を含む）をいう

（注）〇は参考月数を表します。
中間報告書の報告会は、町民・行政職員・議会議員向けを予定
中間報告書のパブリックコメントの実施（時間があれは実施）

# チーム編成と作業内容

資料No.2

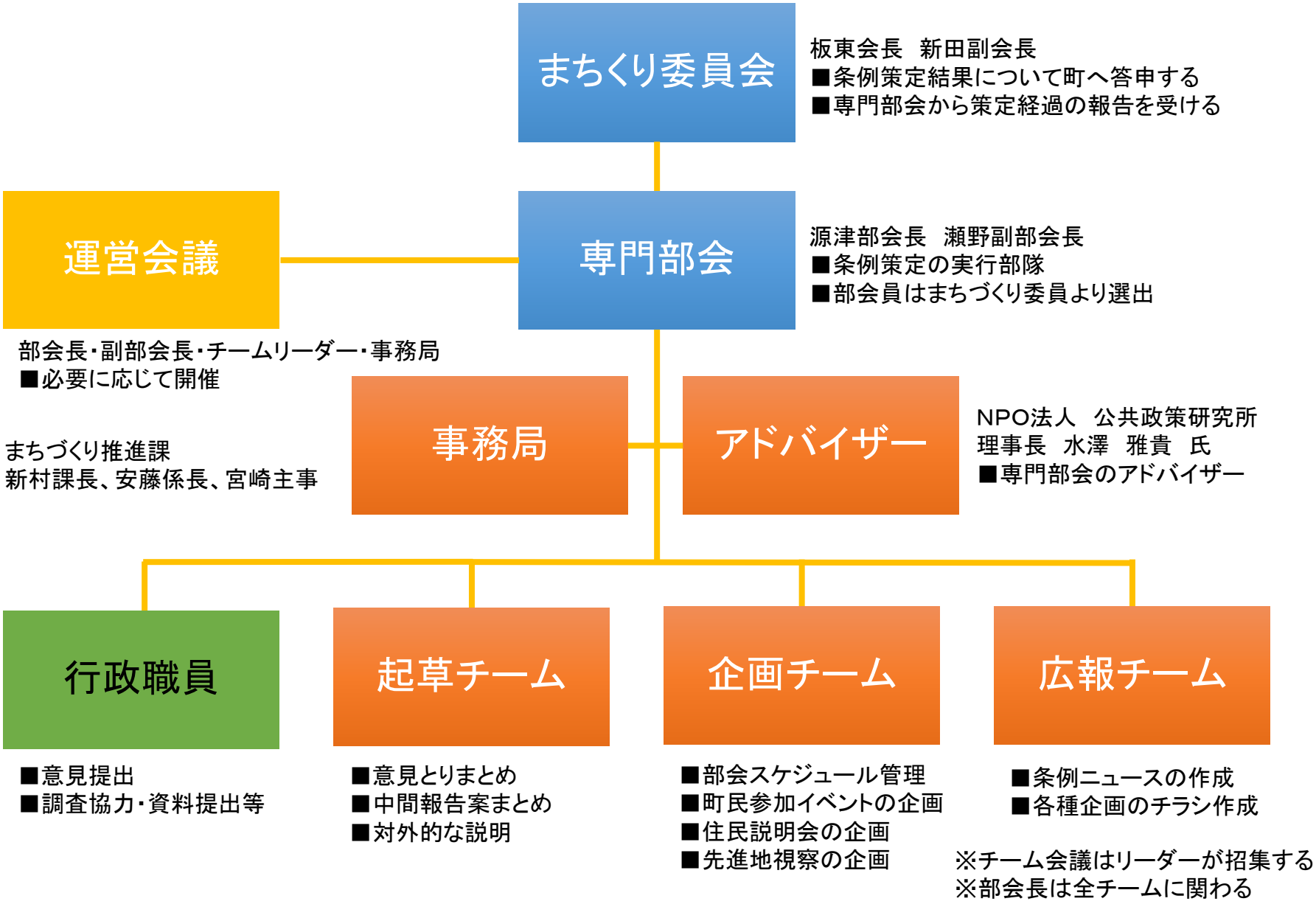

# 当面の作業予定と作業の内容

※令和４年３月の中間報告を目標とします

資料No.3

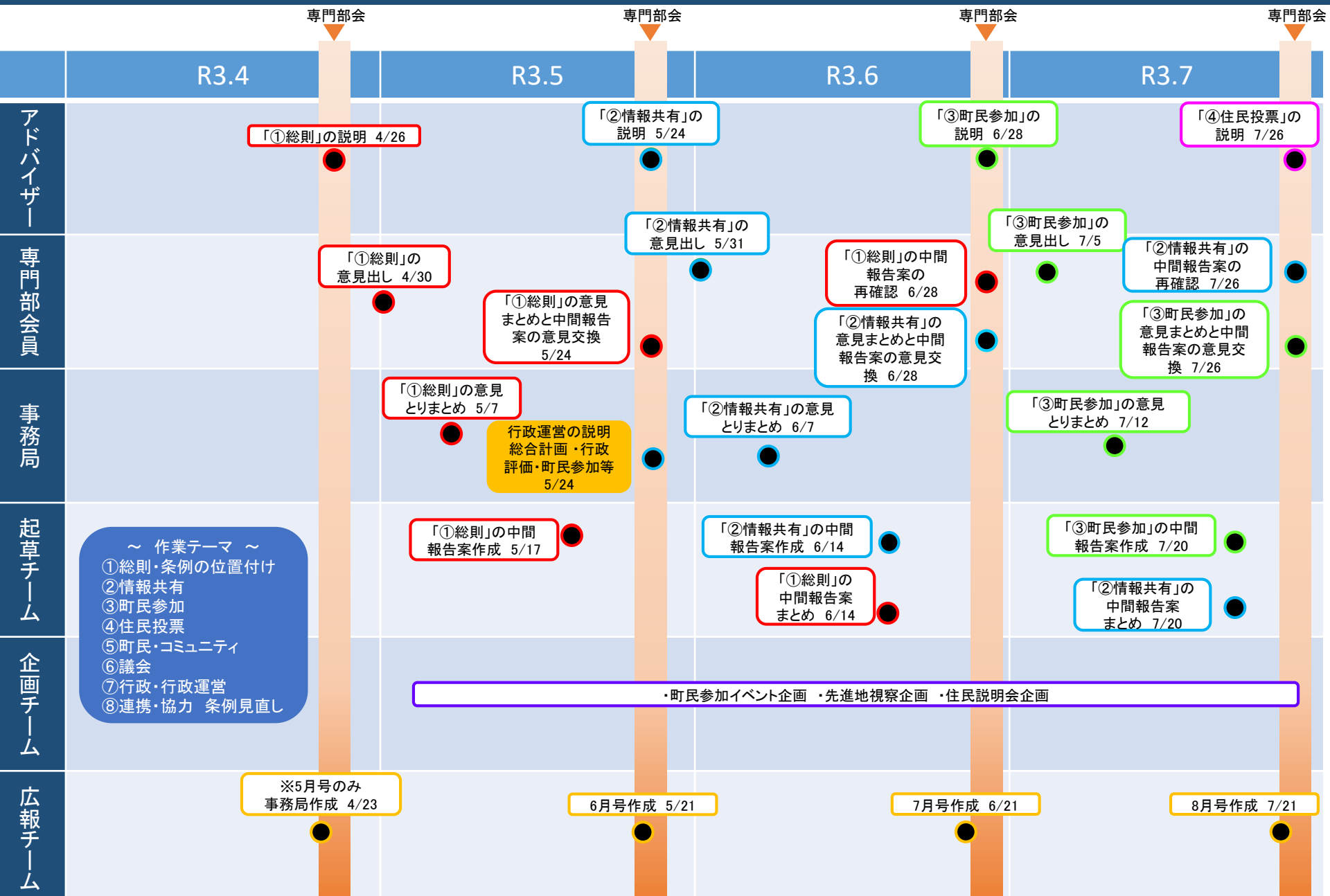

# 章ごとの作業（説明～中間報告案作成）のサイクル

資料No.４

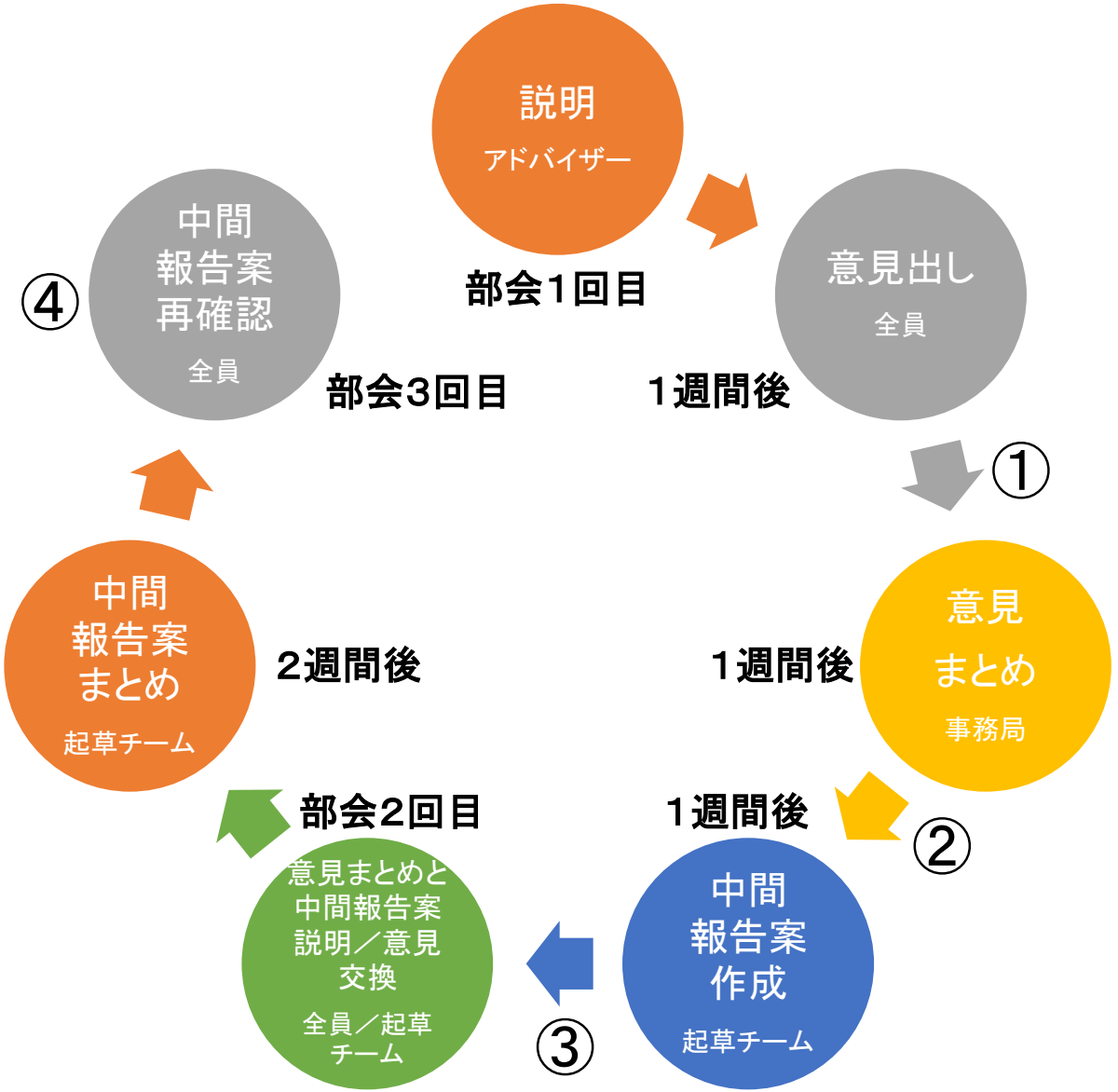

# 中間報告書案作成の作業の流れ

資料No.５

部会員・行政職員の意見取りまとめ票

部会員・行政職員氏名　〇〇〇〇

「情報共有」について、条文に盛り込みたい具体的な内容、その考え方、理由をご記入願います。

| |
|---|
| 盛り込みたい具体的内容 |
| その考え方や理由 |

①

事務局

部会員・行政職員意見取りまとめ結果

| 情報共有 | |
|---|---|
| 〇〇委員 | 盛り込みたい具体的内容 |
| | その考え方や理由 |
| 〇〇委員 | 盛り込みたい具体的内容 |
| | その考え方や理由 |

②

起草チーム

中間報告書（案）

情報共有

「解説・考え方」

「部会での議論内容」

③

部会で議論

②は次回の部会で提出されます。

③は次回の部会で提出されます。

# 中間報告書案のまとめ

資料No.６

④

第〇章

盛り込むべき内容
（条文イメージ）

【解説・考え方】

条文が必要な理由・考え方

【専門部会等での主な意見・議論】

こんなことが必要

専門部会員・
行政職員の
提出意見や
議論から起草
チームが作成

事務局が
最終的に
まとめる

資料No.7

# 自治基本条例の骨格（章立て）

公共政策研究所
水澤雅貴

# 自治基本条例の章立ての考え方

（1）章立てに正解（決まり）はない。

（2）章立てに意味を持たせるかは作り手側に意味を持たせようとする意識があるかによる。

（3）八雲町や美幌町が意味を考えていたこと（条例のストーリー）

①**理念・原則**がある
②理念・原則を受けた**制度**がある
③制度の担い手の**役割等**がある
④担い手の行う**具体的仕組み**がある
⑤**条例を維持発展させる仕組み**がある

（4）条例に必要な項目が章立てになっていることです。
→とりあえず、仮置きでスタート

# 自治基本条例の章立ての例

| 論点 | ①制度が先か、担い手が先か<br>②共通制度・担い手の役割等・担い手の行う具体的仕組みの位置をどうするか。<br>③条例の位置付け（最高規範）の位置をどうするか。 |
|---|---|

| 項目 | 八雲町自治基本条例 | 美幌町自治基本条例 | 栗山町自治基本条例 | 東川町まちづくり基本条例 |
|---|---|---|---|---|
| 施行日 | 平成22年4月1日 | 平成23年4月1日 | 平成25年4月1日 | 平成27年7月1日 |
| タイプ | ストーリー重視（制度が先） ① | | 構造重視（担い手が先） ① | |
| 章数 | 12章 | 12章 | 14章 | 9章 |
| 町の理念・原則（共通するものは上位に） | 基本理念<br>基本原則（①町民主体②情報共有③参加④協働） | 基本理念<br>基本原則（①町民主体②情報共有③参加④協働） | ③<br>条例の位置付け（最高規範）<br>基本原則（①情報共有②参加） | 基本理念 |
| ② 共通制度と担い手の役割等、担い手の行う具体的仕組み | 共通制度<br>①情報共有<br>②町民参加と協働<br>③住民投票（個別型） | 共通制度<br>①情報共有<br>②町民参加<br>③住民投票（常設型） | 担い手の役割等<br>①町民②議会③行政 | 担い手の役割等<br>①町民②議会③行政 |
| | 担い手の役割等<br>①町民②議会③行政 | 担い手の役割等<br>①町民②議会③行政 | 共通制度<br>①情報共有<br>②町民参加<br>③住民投票（個別型） | 担い手の行う具体的仕組み<br>①コミュニティ<br>②行政運営<br>③住民投票（個別型） |
| | 担い手の行う具体的仕組み<br>①コミュニティ<br>②行財政運営 | 担い手の行う具体的仕組み<br>①協働・コミュニティ<br>②議会運営<br>③行政運営 | 担い手の行う具体的仕組み<br>①コミュニティ<br>②総合計画　③行財政運営<br>④町民生活の安全確保 | 共通制度<br>①情報の共有 |
| 条例の維持発展の仕組み | 交流・連携<br>条例の見直し（4年）<br>自治推進委員会<br>最高規範 | 連携・協力<br>条例の見直し（4年）<br>自治推進委員会<br>③ 最高規範 | 連携等<br>条例の見直し（4年）<br>（見直し組織の規定なし） | 交流と連携<br>条例の位置付け（尊重）<br>条例の見直し（5年）<br>（見直し組織の規定なし） |
| 議会基本条例 | あり | なし | あり | なし |
| ④ 文体 | ます体 | ます体 | ます体 | ます体 |
| 備考 | 詳細な参加制度あり<br>協働の具体がない | 詳細な参加制度あり<br>協働の具体がない<br>常設型住民投票制度<br>町民参加の議会制度 | 詳細な参加制度あり<br>協働の規定がない | ・参加制度や協働の具体なし<br>・議会運営の具体なし |

（注）文体は「ます」体が多い。その他として、「する」がある。例として、「目的とします」「目的とする」がある。

# ①苫小牧市自治基本条例の構成（H19.4.1)

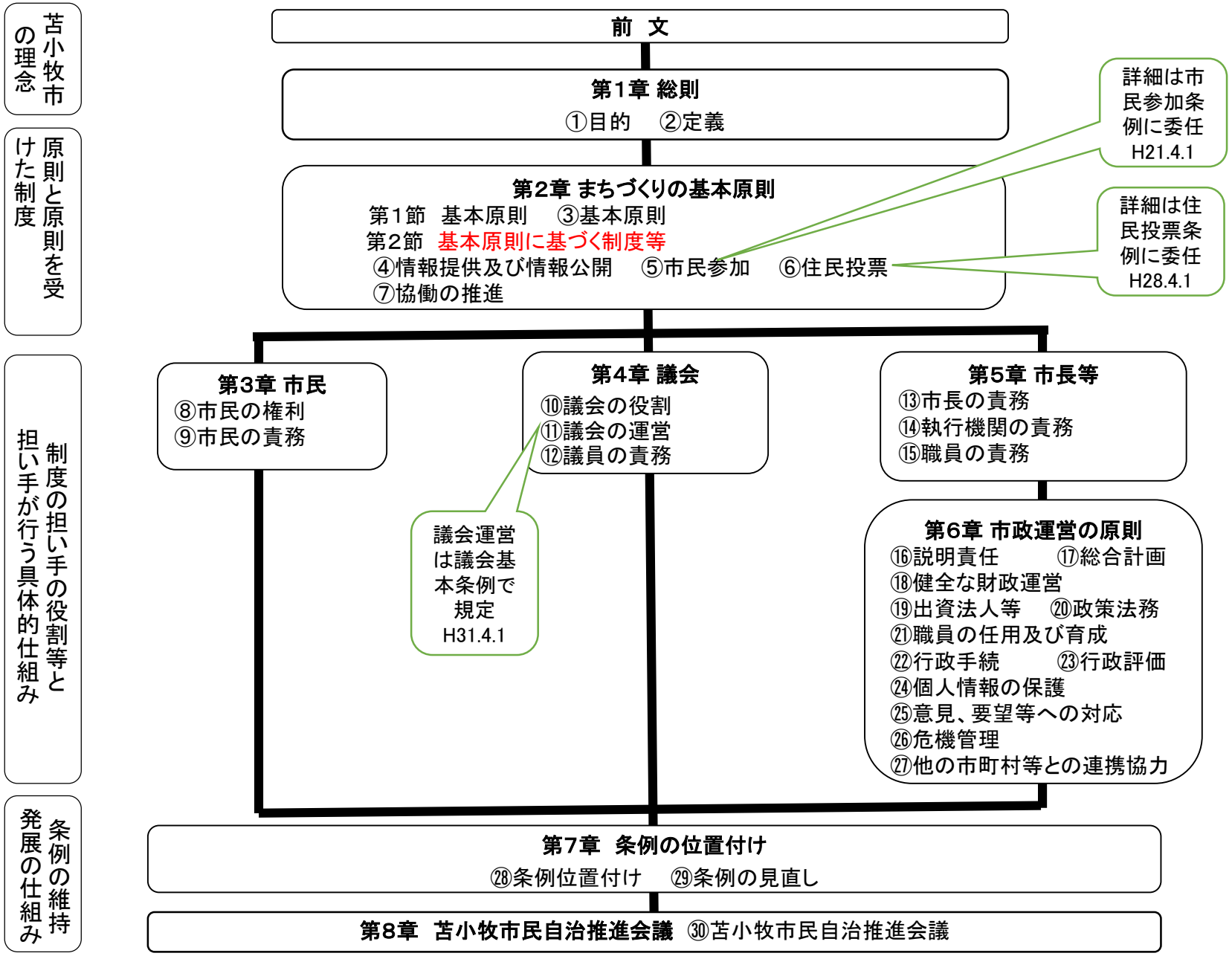

# ②八雲町自治基本条例の構成（H22.4.1）

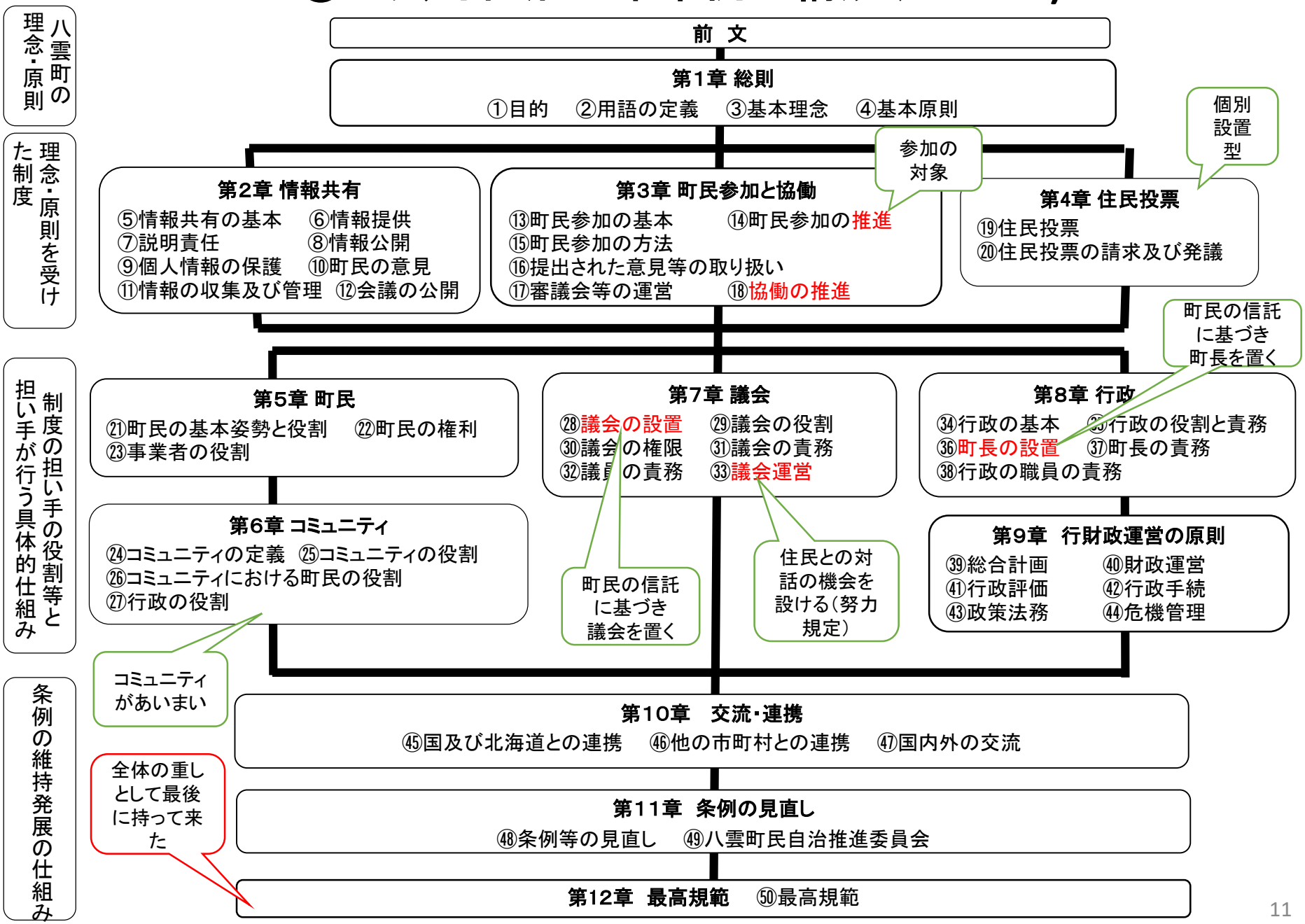

# ③美幌町自治基本条例の構成（H23.4.1）

美幌町の理念・原則

理念・原則を受けた制度

制度の担い手の役割等と担い手が行う具体的仕組み

条例の維持発展の仕組み

**前　文**

**第1章 総則**
①目的　②用語の定義　③基本理念　④基本原則

**第2章 情報共有**
⑤情報の共有　⑥情報の提供
⑦説明責任　⑧情報公開
⑨個人情報保護　⑩町民の意見等
⑪会議の公開

**第3章 町民参加**
⑫町民参加の基本　⑬町民参加の対象
⑭町民参加の方法
⑮提出された意見等の取り扱い
⑯審議会等の委員の選任

**第4章 住民投票**
⑰住民投票
⑱住民投票の請求等

常設型住民投票

条例の持続性を考慮

**第5章 町民**
⑲町民の権利　⑳町民の役割
㉑事業者の役割

**第6章 協働・コミュニティ**
㉒協働の推進　㉓コミュニティ
㉔コミュニティの役割　㉕町民とコミュニティ
㉖行政とコミュニティ

協働・コミュニティがあいまい

**第7章 議会**
㉗議会の責務　㉘議員の責務

**（議会運営）**
㉙町民との情報共有と町民参加
㉚町長等と議会及び議員との関係
㉛自由討議

**第8章 行政**
㉜行政の責務　㉝町長の責務
㉞就任時の宣誓　㉟職員の責務

**第9章　行政運営**
㊱総合計画　㊲財政運営
㊳行政評価　㊴行政改革
㊵行政手続　㊶政策法務
㊷危機管理　㊸公益通報

**第10章　連携・協力**
㊹町外の人々との連携及び協力　㊺他の市町村との連携及び協力
㊻国及び北海道との連携及び協力　㊼国際社会との交流及び連携

**第11章　条例の見直し等**
㊽条例等の見直し　㊾美幌町自治推進委員会

**第12章　最高規範**　㊿最高規範

# ④栗山町自治基本条例の構成（H25.4.1）

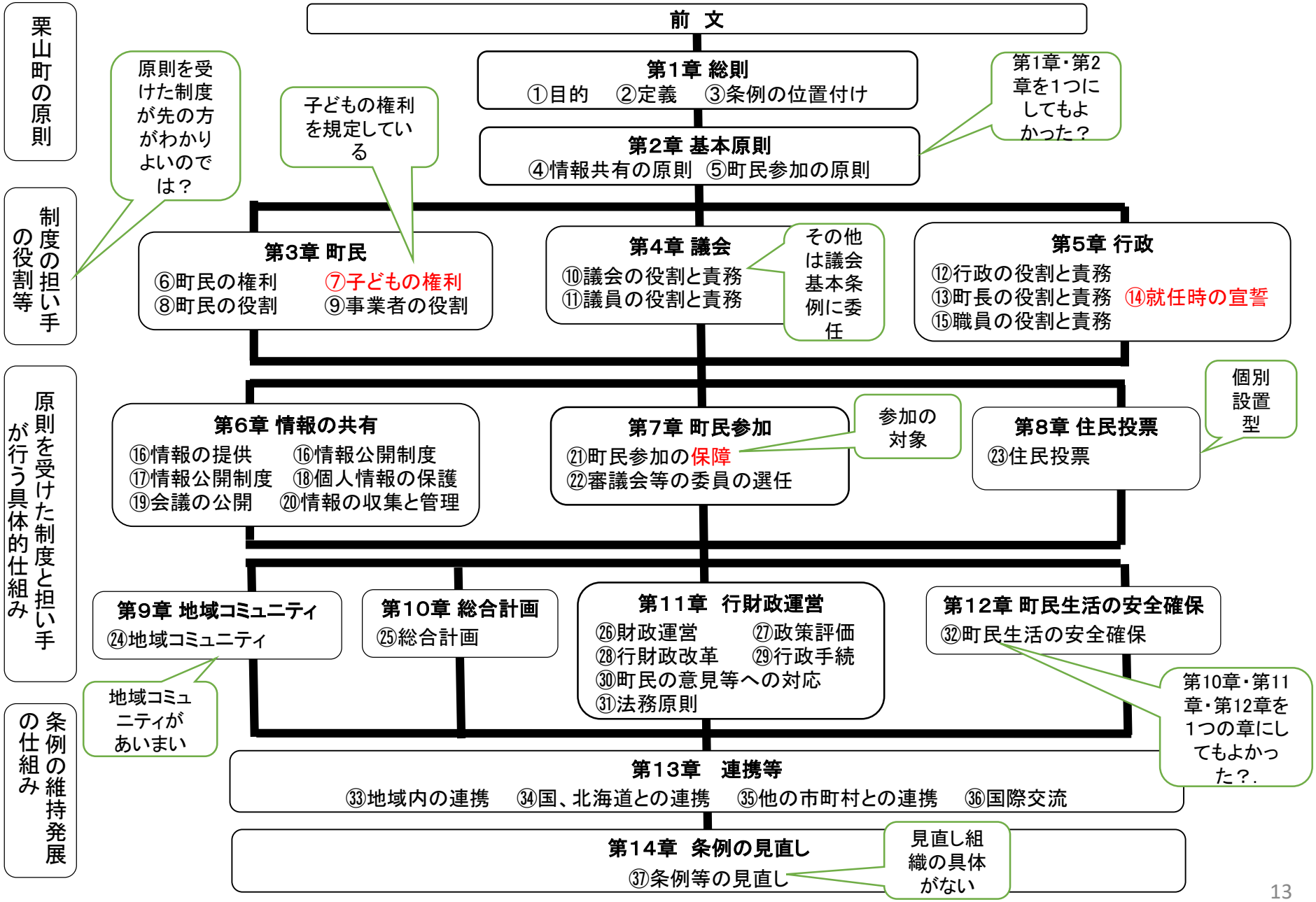

# ⑤東川町まちづくり基本条例の構成（H27.7.1)

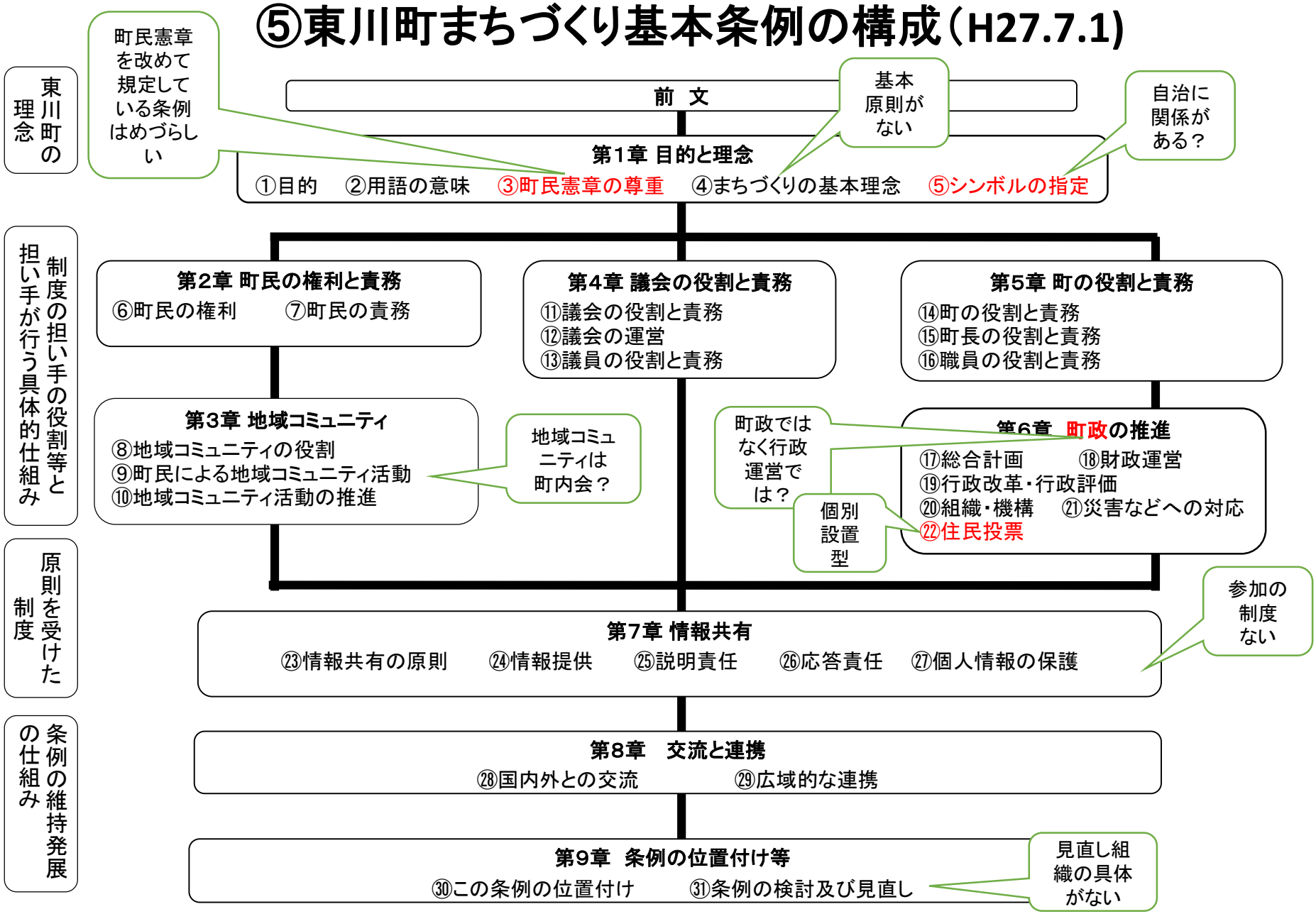

# ⑥上越市自治基本条例の構成（H20.4.1）

上越市の理念

制度の担い手の役割等

原則を受けた制度と担い手が行う具体的仕組み

条例の維持発展の仕組み

**前　文**

**第1章 総則**
①目的　②定義　③自治の基本理念　④自治の基本原則

**第2章 市民の権利及び責務**
⑤市民の権利　⑥市民の責務

**第3章 市議会の権限及び責務等**
⑦市議会の権限　⑧市議会の責務
⑨市議会議員の責務

**第4章 市長等の権限及び責務等**
⑩市長の権限　⑪市長の責務
⑫市長以外の執行機関の権限
⑬市長以外の執行機関の責務
⑭市の職員の責務

市政ではなく行政運営では？

**第5章 市政運営**
⑮市政運営の基本原則
⑯総合計画　⑰財政運営
⑱情報共有及び説明責任
⑲情報公開　⑳個人情報保護
㉑審議会等
㉒パブリックコメント
㉓苦情処理等　㉔行政手続

㉕評価
㉖外部監査
㉗出資法人
㉘政策法務
㉙法令遵守
㉚公益通報
㉛危機管理

**第6章 都市内分権**
㉜都市内分権
㉝地域自治区

コミュニティの具体

**第7章 市民参画、協働等**
㉞市民参画
㉟協働
㊱コミュニティ
㊲人材育成
㊳多文化共生

**第8章 市民投票**
㊴市民投票
（個別/常設）

共通の制度である情報共有や市民参加が市政運営に入っている

**第9章　国、県及び自治体等との関係**
㊵国、県等との関係　㊶他の自治体との連携　㊷海外の自治体等との連携及び国際交流の推進

**第10章　最高規範性**　㊸最高規範

**第11章　見直し等**　㊹見直し　㊺改正手続

見直し組織の具体がない

# ⑦余市町自治基本条例の構成（H30.4.1）

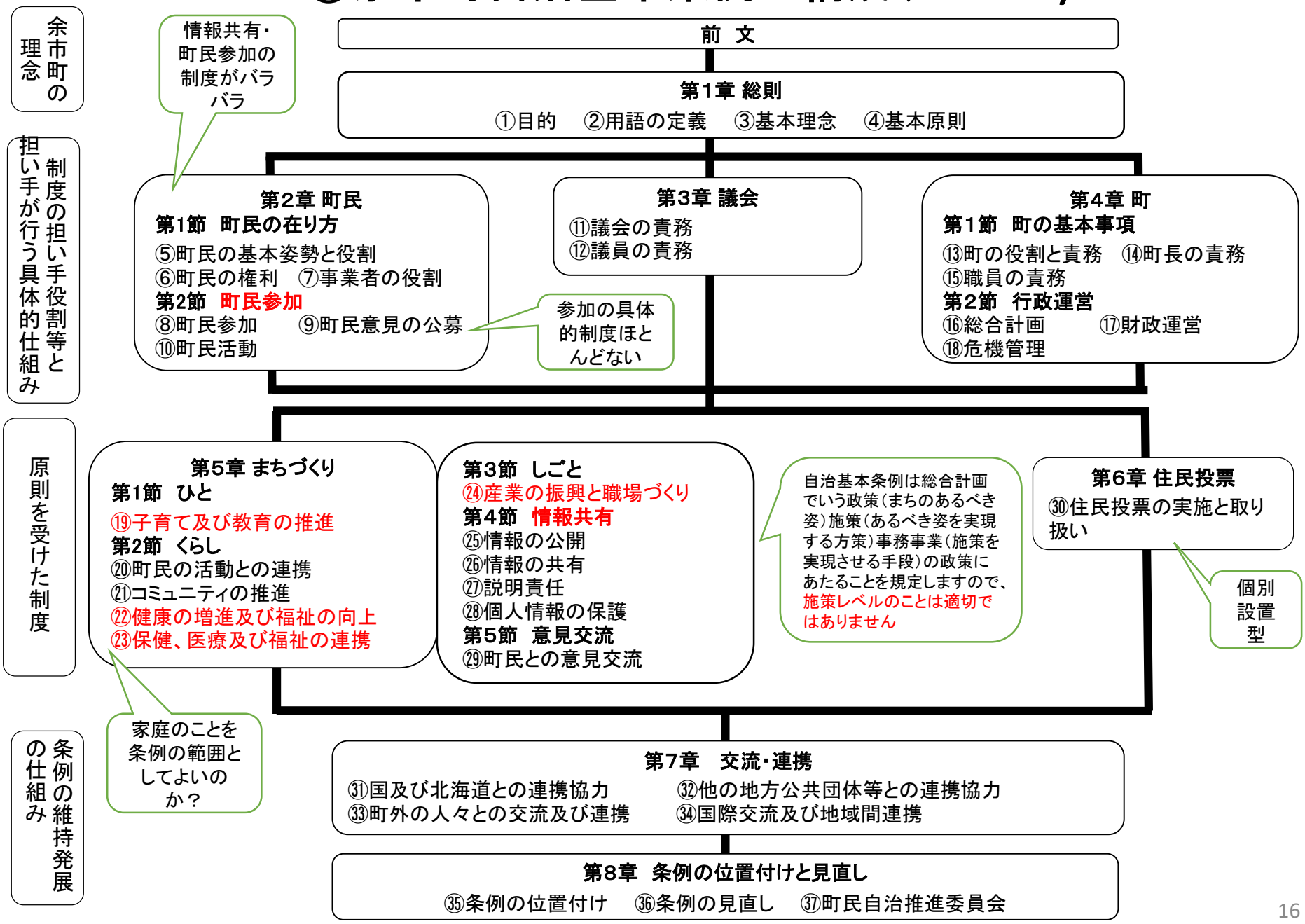

# ⑧武蔵野市自治基本条例の構成（R2.4.1)

武蔵野市の理念

制度の担い手

原則を受けた制度と担い手が行う具体的仕組み

連携・協力

**前　文**

**第1章 総則**
①目的　②用語の定義　③基本原則

条例の位置付けの規定がない

**第2章 市民、議会及び市長等の役割**
④市民の役割　⑤議会の責務　⑥議員の役割
⑦市長等の責務　⑧市職員の責務

**第3章　参加と協働**

**第1節　情報共有**
⑨知る権利の保障
⑩情報公開
⑪会議の公開
⑫説明責任
⑬個人情報の保護

**第2節　市民参加**
⑭市民参加の権利及び機会の保障
⑮市民参加の手続等

**第3節　協働**
⑯協働

**第4節　コミュニティ**
⑰コミュニティの位置付け
⑱コミュニティづくりの支援等

**第5節　住民投票**
⑲住民投票（常設型住民投票条例を現在検討中）

**第4章　議会の会議**
⑳議会の会議

**第5章　議会と市長等との関係**
㉑審議等の基本原則
㉒委員会等への市長等の出席

**第6章　行政の政策活動の原則**
㉓長期計画の策定等
㉔健全な市政運営等
㉕行政手続

㉖文書管理
㉗政策法務の推進
㉘行政評価
㉙財政援助出資団体

**第7章　国及び東京都との関係**　㉚国及び東京都との関係

**第8章　広域的な連携及び協力**　㉛広域的な連携及び協力

**第9章　平和及び国際交流**　㉜平和及び国際交流

条例の見直し期間も組織も具体がない

資料No.８

# 自治基本条例の概要
# （総則）

総則とは全体に共通して通用する事項

公共政策研究所
水澤雅貴

# 4/26の勉強箇所

町の理念

理念・原則を受けた制度

制度の担い手の具体化

条例の維持発展の制度

前　文

**第1章 総則**
①目的　②用語の定義　③基本理念　④基本原則

**第2章 情報共有**
⑤情報の共有　⑥情報の提供
⑦説明責任　⑧情報公開
⑨個人情報保護　⑩町民の意見等
⑪会議の公開

**第3章 町民参加**
⑫町民参加の基本　⑬町民参加の対象
⑭町民参加の方法
⑮提出された意見等の取り扱い
⑯審議会等の委員の選任

**第4章 住民投票**
⑰住民投票
⑱住民投票の請求等

**第5章 町民**
⑲町民の権利　⑳町民の役割
㉑事業者の役割

**第6章 協働・コミュニティ**
㉒協働の推進　㉓コミュニティ
㉔コミュニティの役割　㉕町民とコミュニティ
㉖行政とコミュニティ

**第7章 議会**
㉗議会の責務　㉘議員の責務

**（議会運営）**
㉙町民との情報共有と町民参加
㉚町長等と議会及び議員との関係
㉛自由討議

**第8章 行政**
㉜行政の責務　㉝町長の責務
㉞就任時の宣誓　㉟職員の責務

**第9章　行政運営**
㊱総合計画　㊲財政運営
㊳行政評価　㊴行政改革
㊵行政手続　㊶政策法務
㊷危機管理　㊸公益通報

**第10章　連携・協力**
㊹町外の人々との連携及び協力　㊺他の市町村との連携及び協力
㊻国及び北海道との連携及び協力　㊼国際社会との交流及び連携

**第11章　条例の見直し等**
㊽条例等の見直し　㊾自治推進委員会

**第12章　最高規範**　㊿最高規範

# 自治基本条例の概要総則①目的

（1）目的

条例制定の目的の概念

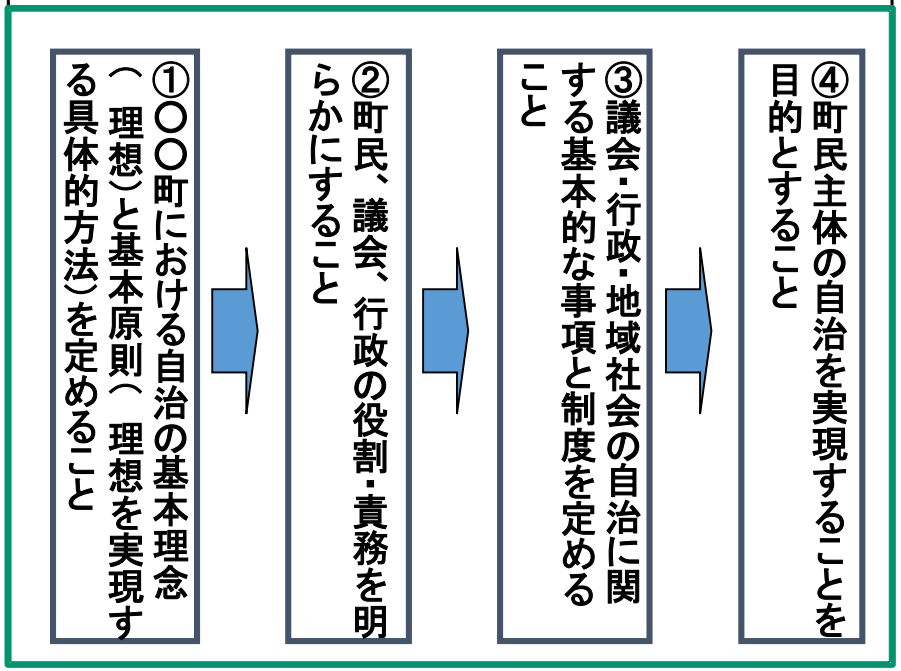


美幌町自治基本条例

（目的）第1条　**この条例は**、①美幌町の自治に関する基本理念と基本原則を定め、②町民の権利及び役割並びに議会及び行政の責務を明らかにするとともに、③議会、行政及び地域社会の自治の推進に関する基本的な事項**並びに制度**を定めることによって、④町民主体の自治を実現することを目的とします。

**ポイント**

条例の目的はどんなことを定め、**何を実現したいのか**ということです。

○○を定めることによって、○○を実現することを目的とする

→主語は→この条例は

**①○○町における自治の基本理念（理想）と基本原則（理想を実現する具体的方法）並びに制度（ルール）を定めること**

→○○町における自治の理想や理想を実現する具体的方法、そして、自治の制度（ルール）を定める必要が生じた。
→時代の変化に対応する必要が生じた。

**②自己決定が求められる○○町における、町民の権利と役割、議会と議員の責務、町長と職員の責務を再確認すること**

→自治体が自己決定するために、町民、議会、町長と職員の責務等を再確認し、時代の変化に対応した役割の確認が必要となった。

**③議会・行政・地域社会の自治に関する具体的事項を定めること（制度の見直しを含む）**

→議会・行政の自治（議会運営や行政運営）や住民による地域社会の自治の制度を見直しする必要が生じた。

**④町民主体の自治を実現することを目的とすること**

→主権者である町民の意思や関与により運営される自治体（自治）を実現することを目的とします。

# 美幌町自治基本条例の構成（H23.4.1）

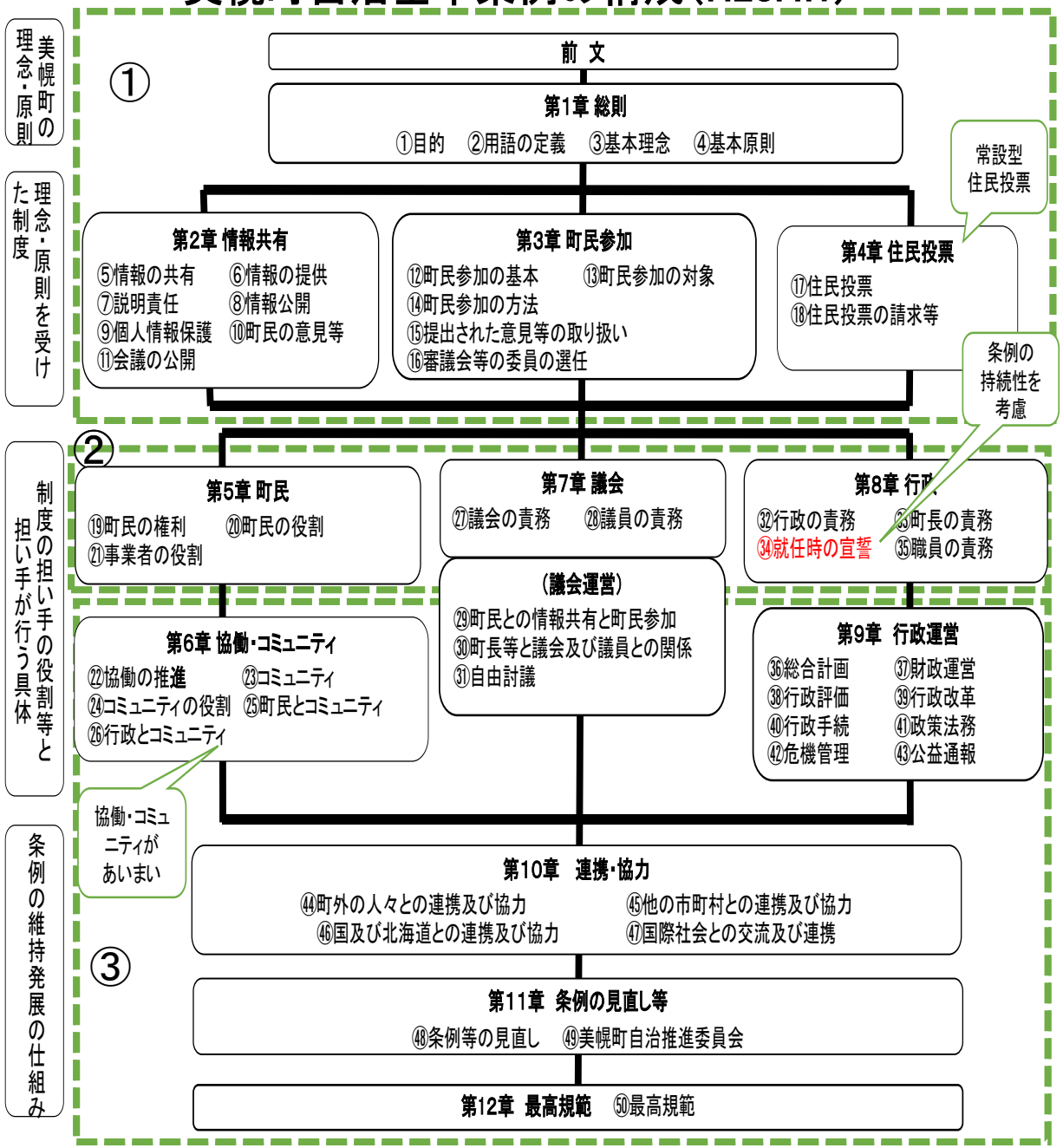


## 条例の骨格と目的の関係

### 美幌町

（目的）
第1条　この条例は、①美幌町の自治に関する基本理念と基本原則を定め、②町民の権利及び役割並びに議会及び行政の責務を明らかにするとともに、③議会、行政及び地域社会の自治の推進に関する基本的な事項**並びに制度**を定めることによって、④町民主体の自治を実現することを目的とします。

**条例の目的は条例の骨格を説明している（仮説）**

（目的）
第1条　この条例は、
①美幌町の自治に関する基本理念と基本原則、**並びに共通の制度**を定め、
②町民の権利及び役割並びに議会及び行政の責務を明らかにするとともに、
③議会、行政及び地域社会の自治の推進に関する具体的事項**とこの条例を守り育てる仕組み**を定めることによって、
④町民主体の自治を実現することを目的とします。

# 自治基本条例の概要総則①目的

## 1．目的の比較（目的で実現するものは＝町民主体の自治、町民自治、自治、地域社会＝自治＝今実現していないもの）

目的

| | 八雲町 | 美幌町 | 栗山町 | 東川町 | 上越市 | 小諸市 | 武蔵野市 | 住み良いまち美瑛町 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 目的 | (目的)<br>第1条　この条例は、八雲町の**まちづくり**に関する基本理念及び基本原則を定め、町民の役割並びに議会及び行政の役割並びに責務を明らかにし、住みよい八雲町をつくるための基本的な事項及び制度を定めることによって、**町民主体の自治を実現することを目的とします**。 | (目的)<br>第1条　この条例は、美幌町の**自治**に関する基本理念と基本原則を定め、町民の権利及び役割並びに議会及び行政の責務を明らかにするとともに、議会、行政及び地域社会の自治の推進に関する基本的な事項並びに制度を定めることによって、**町民主体の自治を実現することを目的とします**。 | (目的)<br>第1条 この条例は、栗山町の**自治**の基本的な原則と制度を定め、町民の権利と役割、議会と行政の役割と責務を明らかにすることにより、**町民自治の推進を図ることを目的とします。** | (目的)<br>第1条　この条例は、**まちづくり**に関する基本的な事項を定めるとともに、町民の権利と責務及び議会と町の役割と責務を明らかに、町民自らがまちづくりに参画し、議会及び町と協働することによって、**住民自治の実現を図ることを目的とします。** | (目的)<br>第1条　この条例は、市における**自治**の基本的な理念及び仕組みを定めることにより、市民による自治の一層の推進を図り、もって**自主自立のまちを実現することを目的とする**。 | (目的)<br>第1条　この条例は、本市の**自治**の基本原則並びに自治に関わる市民、市議会及び市の執行機関の役割や責任を明らかにするとともに、市政運営の基本的事項を定めることにより、市民主体のまちづくりを協働して推進し、**自治の発展をめざすことを目的とします**。 | (目的)<br>第1条　この条例は、武蔵野市における**市民自治**及び市政運営に関する基本的な事項を定めるとともに、市民、市議会（以下「議会」という。）及び市長等の役割等を明らかにすることにより、**市民自治の一層の推進を図ることを目的とする。** | (目的)<br>第1条　この条例は、町民の主体性を活かした**まちづくり**を推進するため、**まちづくり**への町民参加について必要な事項を定めることにより、町民みんながともに考え、行動し、信頼関係を深めながら、**みんなが誇れる住み良いまちの実現を図ることを目的とします**。 |

| | ニセコ町 | 白老町 | 下川町 | 苫小牧市 | むかわ町 | 安平町 | 岩見沢市 | 余市町 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 目的 | (目的)<br>第1条　この条例は、ニセコ町の**まちづくり**に関する基本的な事項を定めるとともに、まちづくりにおけるわたしたち町民の権利と責任を明らかにし、**自治の実現を図ることを目的とする**。 | (目的)<br>第1条　この条例は、白老町における**自治**の基本理念と基本原則を定め、町民、議会、町長と行政の役割を明らかにするとともに、それぞれの主体に関する基本的な事項と制度等を確立することにより、**自主自立のまちづくりを進め、自治を実現することを目的とします**。 | (目的)<br>第1条　この条例は、**町政**運営の基本理念及び基本的な原則を定めるとともに、町民の権利と役割並びに町及び議会の役割と責務を明確にし、町民主権の町政運営を推進することにより、**下川町の自治の確立を図ることを目的とします。** | (目的)<br>第1条　この条例は、**まちづくり**の基本原則を定め、市民及び市の責務等を明らかにするとともに、市政運営の原則等を定めることにより、**市民自治によるまちづくりの推進を図ることを目的とする**。 | (目的)<br>第1条　この条例は、むかわ町の**まちづくり**に関する基本理念及び基本原則を定めるとともに、協働によるまちづくりを推進するため、町民、議会及び行政の役割と責務を明らかにし、**町民主体によるまちづくりを実現することを目的とします。** | (目的)<br>第1条 この条例は、安平町における**まちづくり**の基本原則を明らかにするとともに、町民、議会、町及び職員の責務並びに町政運営の基本的事項を定めることにより、**町民自ら考え行動する町民自治の実現を目的とします。** | (目的)<br>第1条　この条例は、岩見沢市における**まちづくり**の基本理念及び基本原則を定め、市民の権利並びに市民、議会及び市長等の役割と責務を明らかにするとともに、まちづくりに関する基本的な事項を定めることにより、**個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現することを目的とします。** | (目的)<br>第1条　この条例は、余市町の**町政**運営の基本理念を明らかにするとともに、町民、議会及び町のそれぞれの役割や責務を明確にし、協働で取り組むまちづくりのために必要な事項を定めることにより、**町民自らの意思に基づいた自治の実現を図ることを目的とします**。 |

（注）まちづくり＝自治と置き換えて読んでください。また、町政＝議会及び行政です。

# 2. 目的の構造

①理念の対象範囲＝〇〇町か、町政か　②基本的事項の範囲＝議会、行政及び地域社会か、町政か
→理念の対象範囲と基本的事項（仕組み）の範囲が不一致は矛盾している→協働して取り組むは誤り

目的

| 項目 | | 八雲町 | 美幌町 | 栗山町 | 東川町 | 上越市 | 小諸市 | 武蔵野市 | 住み良いまち美瑛町 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ① | 理念 | この条例は、**八雲町のまちづくり**に関する基本理念及び基本原則を定め | この条例は、**美幌町の自治に関する**基本理念と基本原則を定め | この条例は、**栗山町の自治の**基本的な原則と制度を定め | この条例は、**まちづくりに関する**基本的な事項を定めるとともに | この条例は、**市における自治の**基本的な理念及び仕組みを定めることにより | この条例は、**本市の自治の**基本原則並びに自治に関わる | この条例は、**武蔵野市における市民自治及び市政運営に関する**基本的な事項を定めるとともに | この条例は、**町民の主体性を活かしたまちづくり**を推進するため |
| ② | 責務 | 町民の役割並びに議会及び行政の役割並びに責務を明らかにし | 町民の権利及び役割並びに議会及び行政の責務を明らかにするとともに | 町民の権利と役割、議会と行政の役割と責務を明らかにすることにより | 町民の権利と責務及び議会と町の役割と責務を明らかにし | | 市民、市議会及び市の執行機関の役割や責任を明らかにするとともに | 市民、市議会（以下「議会」という。）及び市長等の役割等を明らかにすることにより | まちづくりへの町民参加について必要な事項を定めることにより |
| ③ | 基本的事項 | 住みよい八雲町をつくるための基本的な事項及び制度を定めることによって | **議会、行政及び地域社会**の自治の推進に関する基本的な事項並びに制度を定めることによって | | 町民自らがまちづくりに参画し、**議会及び町**と**協働する**ことによって | 市民による自治の一層の推進を図り | **市政運営**の基本的事項を定めることにより、市民主体のまちづくりを協働して推進し | | 町民みんながともに考え、行動し、信頼関係を深めながら |
| ④ | 目的 | **町民主体の自治を実現すること**を目的とします | **町民主体の自治を実現すること**を目的とします | **町民自治の推進を図ること**を目的とします | **住民自治の実現を図ること**を目的とします | もって**自主自立のまちを実現すること**を目的とする。 | **自治の発展をめざすこと**を目的とします | **市民自治の一層の推進を図ること**を目的とする | **みんなが誇れる住み良いまちの実現を図ること**を目的とします |

| 項目 | | ニセコ町 | 白老町 | 下川町 | 苫小牧市 | むかわ町 | 安平町 | 岩見沢市 | 余市町 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ① | 理念 | この条例は、**ニセコ町のまちづくりに関する**基本的な事項を定めるとともに | この条例は、**白老町における自治の**基本理念と基本原則を定め | この条例は、**町政運営の**基本理念及び基本的な原則を定めるとともに | この条例は、**まちづくりの**基本原則を定め | この条例は、**むかわ町のまちづくりに関する**基本理念及び基本原則を定めるとともに | この条例は、**安平町におけるまちづくり**の基本原則を明らかにするとともに | この条例は、**岩見沢市におけるまちづくり**の基本理念及び基本原則を定め | この条例は、余市町の**町政運営の**基本理念を明らかにするとともに |
| ② | 責務 | まちづくりにおけるわたしたち町民の権利と責任を明らかにし | 町民、議会、町長と行政の役割を明らかにするとともに | 町民の権利と役割並びに町及び議会の役割と責務を明確にし | 市民及び市の責務等を明らかにするとともに | **協働による**まちづくりを推進するため町民、議会及び行政の役割と責務を明らかにし | 町民、議会、町及び職員の責務並びに | 市民の権利並びに市民、議会及び市長等の役割と責務を明らかにするとともに | 町民、議会及び町のそれぞれの役割や責務を明確にし |
| ③ | 基本的事項 | | それぞれの主体に関する基本的な事項と制度等を確立することにより | 町民主権の**町政運営**を推進することにより | **市政運営**の原則等を定めることにより | | **町政運営**の基本的事項を定めることにより | まちづくりに関する基本的な事項を定めることにより | **協働で取り組む**まちづくりのために必要な事項を定めることにより |
| ④ | 目的 | **自治の実現を図ること**を目的とする | 自主自立のまちづくりを進め、**自治を実現すること**を目的とします | **下川町の自治の確立を図ること**を目的とします | **市民自治によるまちづくりの推進を図ること**を目的とする | **町民主体によるまちづくりを実現すること**を目的とします | 町民自ら考え行動する**町民自治の実現**を目的とします | 個性豊かで活力に満ちた**地域社会を実現すること**を目的とします | 町民自らの意思に基づいた**自治の実現を図ること**を目的とします |

（注）まちづくり＝自治と置き換えて読んでください。また、町政＝議会及び行政です。

# 「目的」の論点

## （1） 条例制定の目的

条例の目的はまちがどのような制度・仕組みで**どんな理想のまちを実現しようとしているか**を目的として規定しています。

## （2）条例の適用領域

次に、**条例の適用領域**を①**町政**（議会及び行政）するタイプと②**〇〇町**とするタイプの2タイプがある。
①のタイプは**議会及び行政のみで、地域社会を条例の適用領域外**としています。（**町政型**）（下川町）
②の〇〇町とするタイプは**議会及び行政と地域社会の2つの領域**を想定しています。（**自治型**）

## （3）「まちづくり」か「自治」か

**重要なことは条例が実現するのは①「まちづくり」なのか②「自治」なのか、条例の名称とも関係がある。**
ニセコ町まちづくり基本条例のような「まちづくりに関する基本的な事項」なのか、
白老町自治基本条例のような「白老町における自治の基本理念」なのか
**「まちづくり」は「自治」の別称**であるから、**なじみやすいこと、ソフトな印象があり町民に受け入れやすい**ということで用いられています。
その欠点として、**「自治」という意味が曖昧になり、条例の目的である町民が主体の自治を自覚できないという問題があります**。
そこで、**議会及び行政の自治と②地域社会の自治と分けて規定**した方が町民にはわかりやすい。

## （4）何を条例の目的とするか

最後に、**何を条例の目的とするか**についても2タイプがある。
①**「自治を実現する」**タイプと②**「地域社会を実現する」**タイプである。
①の「自治を実現する」タイプの方が多い。理由は自立・自己決定、すなわち、**「自治」を目的に条例を創ろうとしているまちが多い**からです。
②「地域社会を実現する」や「個性豊かなまち」では「町民主体の自治」や自己決定できる「〇〇町」にはならないのではないか。

（参考図）

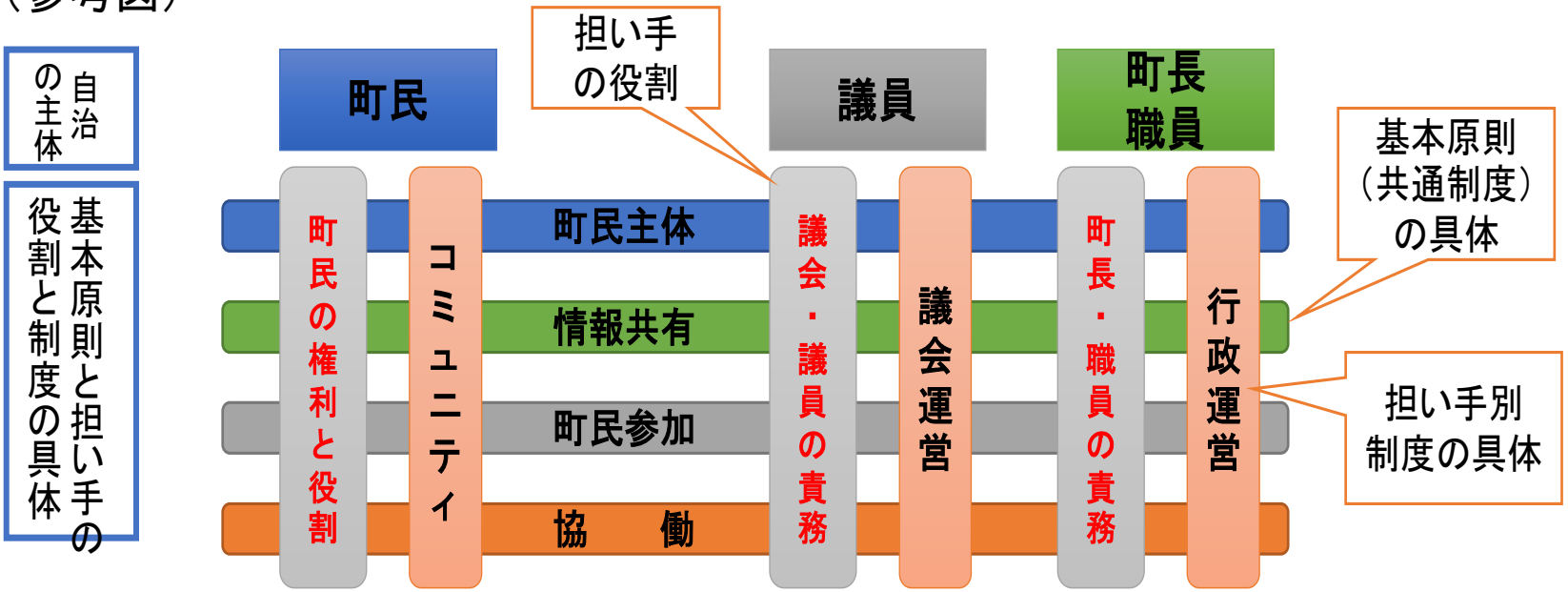


横軸が基本原則（制度の手段）で、縦軸が役割・責務と担い手の制度で、基本原則がそれぞれの主体の役割・責務や担い手の制度に取り入れられる構造になる。

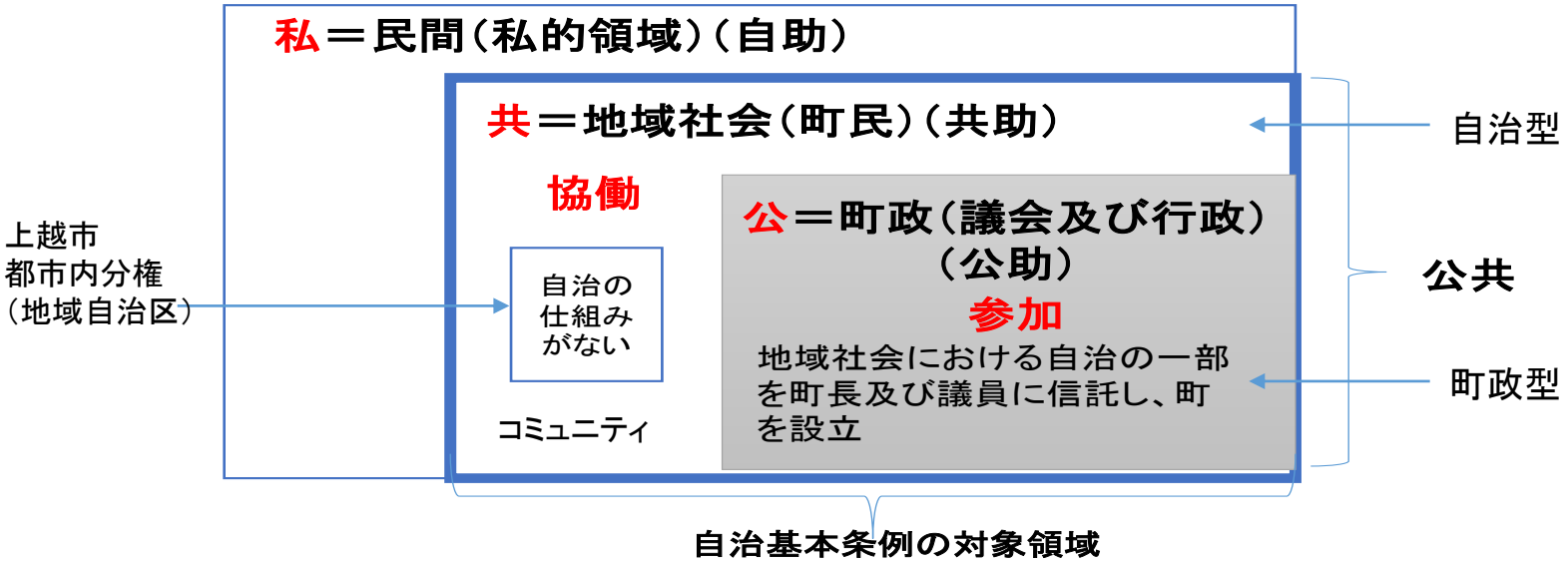

（参考）

八雲町自治基本条例に関する提言（八雲町自治基本条例（仮称）町民懇話会）
第1章　総則　1. 目的 【解説・考え方】より 「町民主体の自治を実現すること」

議会と行政に全てを委ね、物事を決めるのではなく、町民が主役となって政策の決定や実行などの過程に積極的に関わる必要があることから、本条例の最大の趣旨は、町民主体の自治を実現することとしています。

美幌町自治基本条例（仮称）中間報告書（みんなで創る自治基本条例町民会議）
第1章　総則　1.目的 【解説・考え方】より 「町民主体の自治を実現すること」

町民は美幌町の自治の主体であり、その一部を議会や町長に信託しましたが、美幌町の自治の主体はあくまで町民であることを確認するために、「町民主体の自治を実現すること」を目的としました。

# 自治基本条例の概要総則②用語の定義

## （2）用語の定義

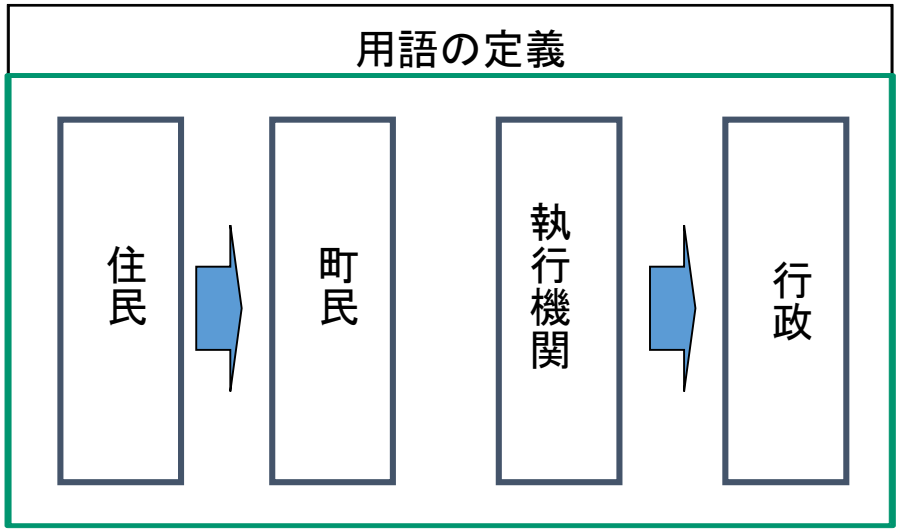


### 美幌町自治基本条例

第2条　この条例における用語の意義は、次のとおりとします。

(1) **町民**　町内に住所を有する人、町内で働き又は学ぶ人及び事業活動その他の活動を営む人又は法人若しくは団体をいいます。

(2) **行政**　町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。

(3) **町政**　議会と行政が担う自治の領域をいいます。

(4) **協働**　町民、議会及び行政が、共通の目的を実現するためにそれぞれの役割と責任のもとで相互の立場を尊重し、対等な関係に立って協力し活動することをいいます。

**ポイント**

**①町民**　町内に住み（**住民**）、働き（**通勤**）、学ぶ者（**学生**）及び町内で事業活動（**事業者**）その他の活動を営む人又は法人若しくは団体（**NPO・個人事業者等**）をいいます。

→なぜ、**町民を広義に規定**するかについては、町民参加や協働の当事者として、**住民のみに限定しないというオープンな考え方**によることで、多くの人の知恵を活用できます。

**②行政（執行機関）**　町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会をいいます。（美瑛町の実態に合わす必要がある）

**③町政**　議会と行政をいいます。→**行政を「町」とするところがある→町という総称を使わず、議会及び行政（執行機関）、または、行政（執行機関）はというように正確に表現した方がよい。**

**④協働**　町民が、暮らしやすい地域社会をつくるために、町民の行う活動に議会及び行政が支援する活動をいいます。

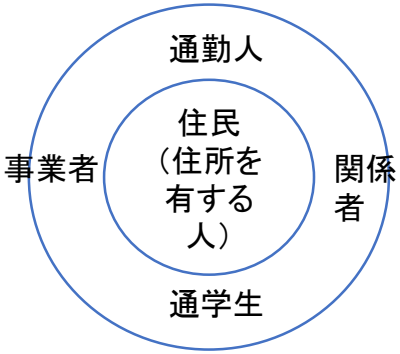


住民と町民の違い

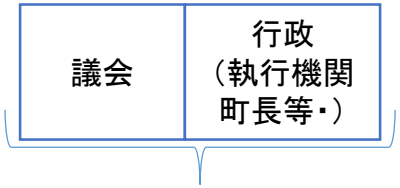


| 参加 | 参画 |
|---|---|
| 積極的から消極的までの参加 | 積極的参加 |

参加の姿勢or参加の状態により区別

# 自治基本条例の概要総則②用語の定義

町＝行政
町＝議会及び行政＝町政
町政＝議会及び町or議会及び行政

## 2. 用語の定義比較

| 用語の定義 | 八雲町 | 美幌町 | 栗山町 | 東川町 | 上越市 | 小諸市 | 武蔵野市 | 住み良いまち美瑛町 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 町民（市民） | 町内に住所を有する人、町内で働く人、学ぶ人及び事業活動その他の活動を営む人並びに団体をいいます。 | 町内に住所を有する人、町内で働き又は学ぶ人及び事業活動その他の活動を営む人又は法人若しくは団体をいいます。 | 町内に住所を有する人（以下「住民」といいます。）、町内で働き又は学ぶ人、事業活動その他の活動を営む人又は法人もしくは団体をいいます。 | 町民とは、東川町内（以下「町内」という。）に居住する人並びに町内で働く人、学ぶ人、事業を営む法人及び活動する団体をいいます。 | 次に掲げるもの及びこれに準ずると認められるものをいう。<br>ア　市の区域内に居住する個人<br>イ　市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体<br>ウ　市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する個人<br>エ　市の区域内に存する学校に在学する個人 | 住民のほか、市内で働く人、学ぶ人、活動する人若しくは団体をいいます。 | 武蔵野市の区域内（以下「市内」という。）に住所を有する者、市内に存する学校に在籍する者、市内に存する事務所又は事業所に勤務する者及び市内に存する事務所又は事業所において事業活動その他の活動を行う者又は団体をいう。 | 町民　町内に住所を有する者をいいます。 |
| 住民 | | | | | | 本市の区域内に住所を有する人（定住外国人を含む。）をいいます。 | | |
| 事業者 | | | | | | 市内で事業活動を行う者をいいます。 | | |
| 区 | | | | | | 本市の一定の地域に住む人等が、自治意識に基づき主体的に活動する地域自治組織をいいます。 | | |
| 町（市） | | | 議会と行政をいいます。 | 町とは、町長をはじめとする全ての執行機関をいいます。 | 基礎自治体としての上越市をいう。 | | 議会及び市長等をいう。 | |
| 議会 | 選挙で選ばれた町議会議員によって構成する議事機関をいいます。 | | | | | | | |
| 行政（町長等・執行機関） | 行政　町長、教育委員会、農業委員会、選挙管理委員会、監査委員及び固定資産評価審査委員会をいいます。 | 行政　町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。 | 行政　町長（地方公営企業の管理者の権限を有する町長を含む。）とその他執行機関をいいます。 | | 市長等　市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。 | 市の執行機関　市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。 | 市長等　市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。 | 町の機関　町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。 |
| 町政（市政） | 議会と行政が担う自治の領域をいいます。 | 議会と行政が担う自治の領域をいいます。 | 町が行う自治の活動をいいます。 | | | | | |
| まちづくり | 明るく活気にあふれ、住みよい八雲町をつくるための公共的な活動をいいます。 | | | | | 地域が抱えている課題を解決し、互いに暮らしやすい地域社会を実現するための取り組みをいいます。 | | |
| 自治 | | | | | | 自分たちのことは、自分たちの意思と責任に基づき決定し、互いを認め合い、助け合いながらまちづくりを行うことをいいます。 | | |
| 協働 | 町民、議会及び行政が、互いに知恵と力を合わせ、同じ目的に向かって協力し、行動することをいいます。 | 町民、議会及び行政が、共通の目的を実現するためにそれぞれの役割と責任のもとで相互の立場を尊重し、対等な関係に立って協力し活動することをいいます。 | | 協働とは、町民、議会及び町がそれぞれの果たすべき役割及び責務を自覚して、自主性を相互に尊重しながら協力し合い、又は補完し合うことをいいます。 | 市民、市議会及び市長等が相互の果たすべき責務を認識し、それぞれの立場及び特性を対等なものとして尊重する考えの下、公共的な目的を果たすため、協力して共に働くことをいう。 | | | |
| （市民）参画（参加） | | | | 参画とは、町民が町の実施する政策の企画立案、実施及び評価に至る過程に、責任をもって主体的に参加することをいいます。 | 市民が自発的かつ主体的に市の政策の立案、実施、評価及び見直しの各段階における意思形成にかかわることをいう。 | まちづくりの企画、立案、実施及び評価の各段階において、関わることをいいます。 | | 町民参加　町の計画及び政策の立案等において町民の意思が適切に反映されること及び町民が自らの意思でまちづくりのために行動することをいいます。 |
| 地域コミュニティ | | | | 地域コミュニティとは、地域における課題解決のために、地縁を単位として活動する町民によって構成された地域自治振興会及び町内会等をいいます。 | | | | |
| 市民団体 | | | | | | ボランティア団体等、自主的に公益活動を行う組織をいいます。 | | |
| 審議会等 | | | | | | | | 審議会等　町の機関に置く附属機関及びこれに類するものをいいます。 |
| 町民公益活動 | | | | | | | | 町民の自発的な参加によって行われる公益性のある活動（営利を主たる目的とした活動、宗教活動及び政治活動を除く。）をいいます。 |
| 町民コメント制度 | | | | | | | | 町の基本的な計画等の立案において、その原案や参考となる資料を公表して、広く町民の意見を求め、寄せられた意見を考慮しながら意思決定を行うための制度をいいます。 |

課題：町民＝住民という狭い範囲の町民でよいのか。 行政＝執行機関なのか？町長等なのか？行政又は町なのか？

用語の定義

| 用語の定義 | ニセコ町 | 白老町 | 下川町 | 苫小牧市 | むかわ町 | 安平町 | 岩見沢市 | 余市町 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 町民（市民） | | 町民　町内に住み、働き、学ぶ子どもから高齢者や町内で事業活動を営む者をいいます。 | 町民　町内に住む人、町内に事務所がある法人及び町内で活動する団体 | 市民　市内に住所を有する者、市内で働き、又は学ぶ者及び市内で活動する法人その他の団体をいう。 | 町民　町内に住所を有する人(以下「住民」という。)、町内で働く人、学ぶ人及び町内で事業活動その他の活動を営む人並びに団体をいいます。 | 町民　町内に住所を有する人、町内で働く人、学ぶ人、活動する人、町内で事業を営むものをいいます。 | 市民　市内に住所を有する者並びに市内で働く者、学ぶ者並びに事業活動その他の活動を営む者及び団体をいいます。 | 町民　町内に住所を有する人、又は町内に通勤する人若しくは通学する人、若しくは事業者をいいます。 |
| 事業者 | | | | | | | | 事業者　町内で事業活動その他の活動を行う団体又は個人をいいます。 |
| 町（市） | | 町　執行機関と議会をいいます。 | 町　町長をはじめとするすべての執行機関 | 市　議会及び市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)をいう。 | | 町　町の執行機関となる町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会をいいます。 | | 町　町長をはじめとする執行機関を含む地方公共団体としての余市町をいいます。 |
| 議会 | | | | | 議会　選挙で選ばれた町議会議員によって構成する議事機関をいいます。 | | | |
| 行政（町長等・執行機関） | | 執行機関　町長、教育委員会、農業委員会、選挙管理委員会、監査委員と固定資産評価審査委員会をいいます。 | | | 行政　町長及びその他執行機関をいいます。 | | 市長等　市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。 | |
| 町政（市政） | | | 町政　下川町における政治及び行政の全体 | | 町政　議会と行政が担う自治の領域をいいます。 | | | |
| まちづくり | | | | | まちづくり　住みよいむかわ町をつくるための公共的な活動をいいます。 | | まちづくり　市民生活に係る様々な地域社会の課題を解決し、より良い地域社会を構築するための取組をいいます。 | まちづくり　町民が住みよく安心して暮らせるまちをつくるための活動をいいます。 |
| 自治 | | | | | 自治　私たち自身が課題や問題を自主的な判断で決めて、自らの責任において行動し、そしてその結果に責任を持つことをいいます。 | | | |
| 協働 | | | | | 協働　町民、議会及び行政がそれぞれ役割分担をするとともに互いに知恵と力を合わせ、同じ目的に向かって協力し、行動することをいいます。 | 協働　町民、議会、町がお互いの信頼関係に基づき、それぞれ果たすべき役割と責任を持って、対等の立場で公共を支えあい、地域社会の発展に取り組むことをいいます。 | 協働　市民、議会及び市長等が、共通の目的を実現するためにそれぞれの役割と責務のもとで相互の立場を尊重して、補完し、協力することをいいます。 | 協働　多様な主体が対等な立場で、共通の目的に向かって、ともに力をあわせて活動することをいいます。 |
| まちづくり計画 | | | | | まちづくり計画　むかわ町の長期的な発展の方向として基本理念と将来像を明らかにし、その目標達成のために必要な施策の実施方法を示し、具体化するための総合的な計画をいいます。 | | | |
| （市民）参画（参加） | | | | | | 参画　町の政策の企画、立案、実施及び評価の各段階に、町民が主体的に参加して関わることをいいます。 | | 町民参加　まちづくりに関して町民が責任をもって自発的に関わることをいいます。 |
| 地域コミュニティ | | | | | | コミュニティ 自主性と責任を自覚した人々が、問題意識を共有するもの同士で自発的に結びつき、ニーズや課題に能動的に対応する人と人のつながりの総体をいいます。 | | |
| 町民公益活動 | | 町民活動団体　町民が自主的に組織した団体の総称をいいます。 | | | | | | |

## 論点

### （2） 用語の定義

用語の定義の対象は、最初は最低限のものを規定し、専門部会の議論が進む中で必要があれば追加すれば良い。最低限の用語としては「町民」と「行政」の2つが基本です。従来、**「町民」**は住民であったが、自治基本条例では「町民」を広い概念で捉え、「町内に住所を有する人、町内で働き又は学ぶ人及び事業活動その他の活動を営む人又は法人若しくは団体をいいます。」（美幌町自治基本条例第2条）と定義しています。なぜ、町民を幅広く捉えるかについては、町内・外の色々な人々の知恵の連携・ネットワークを活用することがまちの自治には必要であるとの考えに基づいています。

次に、**「行政」**については**「町長等」**や**「執行機関」**、**「町」**という表現があるが、馴染みにくいので、美瑛町に合った表現を選択したほうが良い。

ここで注意点があります。それは、「町」という定義です。「町」とは議会及び行政（執行機関）のことが一般的ですが、「町」＝行政というまちもあります。これは考えを整理する必要があります。「町」を定義するか「行政」と変えるかのどちらかの選択が必要になります。（既存の条例との整合も検討が必要）たとえば、行政運営の章で「町は、総合計画の策定に当たっては、・・・」や「町は、中期的な財政見通しのもとに・・・」といった議会を含むのか迷いを生む表現となるので、「町」を定義するか、「行政は・・・」といった表現にするか決める必要があります。また、議会と行政の両方が主語になる場合は「議会及び行政」又は「町は・・・」といった表現が誤解を招きません。

さらに、良く町民意見に**「参加」と「参画」と**を分けた定義をすべきとの意見があります。参加にも消極的参加（受動的参加）と積極的参加（能動的参加）があり、参加する側の姿勢や状態によって区分すべきとのようですが、参加に濃淡を付けるべきではないし、誰が判断するのか疑問があるので「参加」のみでよいのではないか。

**美瑛町情報公開条例（平成15年４月１日施行）**

（目的）
第１条　この条例は、**町の保有する情報**の開示を求める権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、町政に対する町民の信頼と理解を深め、**町民の町政への参加を促進し、公正で開かれた町政を推進することを目的とする。**
（定義）
第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
（１）**実施機関**　町長、**議会**、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
（２）情報　実施機関が作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することのできない方式で作られた記録をいう。）に記録されるもの又は記録されたものをいう。
（実施機関の責務）
第３条　実施機関は、この条例の目的を達成するため、情報の公開と併せて**町民が必要とする情報**の作成及び取得に努め、町政情報を正確で分かりやすく**町民に提供し、町民がこれを的確かつ容易に利用できる**よう、情報の共有化のための施策の拡充に努めなければならない。
２　実施機関は、情報公開の運用に当たっては、情報の適切な管理に努めるとともに個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。
（利用者の責務）
第４条　この条例の定めるところにより情報の公開を受けた者は、これによって得た情報を、適正に使用しなければならない。
（情報の公開を請求する権利）
第５条　次に掲げるものは、実施機関に対して**情報の公開を請求することができる**。
**（１）町内に住所を有する者**（町内に住所を有する人）
**（２）町内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他団体**（事業活動その他の活動を営む人又は法人若しくは団体）
**（３）町内の事務所又は事業所に勤務する者**（町内で働く人）
**（４）町内の学校に在学する者**（町内で学ぶ人）
（５）前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの

# 自治基本条例の概要総則③基本理念

## （3）基本理念

### 基本理念の概念

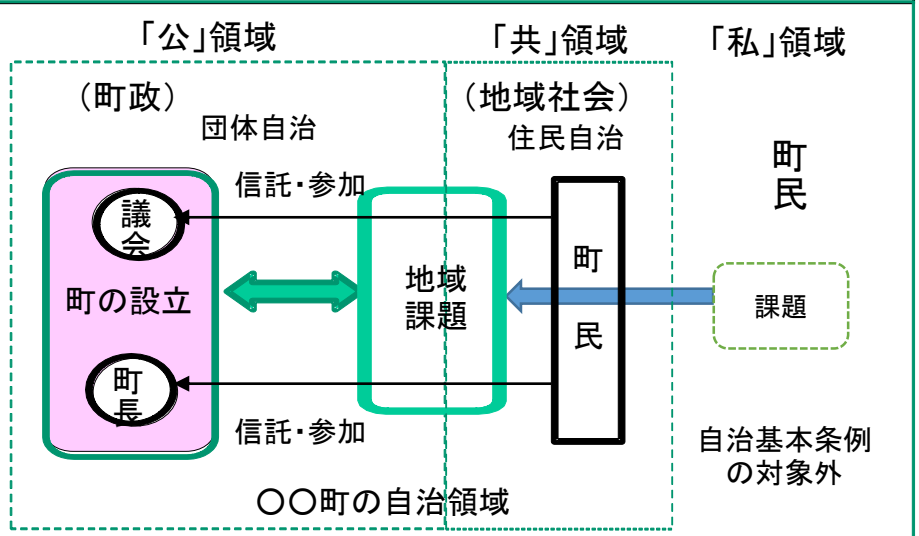


### 美幌町自治基本条例

（基本理念）

第3条　町民、議会及び行政は、美幌町民憲章の精神を尊重するとともに、次に掲げることを基本理念として、自治の確立を目指します。

(1) **町民は、**美幌町の自治の課題を**自ら解決していくことを基本**として、その自治の一部を議会及び行政に信託していること。

(2) **町民は、**その信託に基づく**町政に自ら主体的にかかわり、安心で住む喜びが実感できる美幌町をつくる**こと。

(3) 自治体としての**美幌町は、**国及び北海道と対等な立場で相互協力の関係に基づいた**自律的運営を図り、自治体としての自立を確保する**こと。

### ポイント

条例の基本理念（まちのあるべき理想の姿）

**①理念を前文に入れているところがある**
前文に理念を規定しているので、基本理念を条例に規定していないまちがあるが、理念として主張すべきものがある場合は条文中に規定した方がその効果が大きい。

**②「町民憲章」の扱い　→自治基本条例の対象か？**
すでにある町民憲章を尊重するという意味で、つながりを述べるまちはあるが、まったく、触れていないまちもある。町民憲章を自治基本条例に入れているまちはほとんどない。

**③基本理念は「町民、議会及び行政の共通の価値（理想）」**

・基本理念として自治の確立　→住民自治と団体自治の確立
**→「自治」と異なることは規定しない方が良い。**

**④美幌町の場合**

ア. 美幌町の自治

a　私たちが住んでいる地域の課題は、まず、自分たちで解決するのが基本である。（住民自治）

b　それでも、自分たちで解決出来ない地域社会の課題を解決するために町長と議員を選び（信託）、町を創ったので、議会及び行政に解決をしてもらう。（団体自治）

イ. 町政に自ら主体的にかかわる
議会や行政の決定プロセスに町民自ら主体的に参加し、政策（地域課題）提起を行い、議会及び行政が政策実現することで、住む喜びが実感できるまちをつくる。

**ウ. 自治体としての自立を確保**
団体としての〇〇町の自己決定ができる体制の確保する。

# 自治基本条例の概要総則③基本理念

論点
①町民憲章の扱い
②「自治」以外の規定

基本理念

| | 八雲町 | 美幌町 | 栗山町 | 東川町 | 上越市 | 小諸市 | 武蔵野市 | 住み良いまち美瑛町 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 基本理念 | **（基本理念）**<br>第3条　**私たちは、**八雲町民憲章の精神を尊重するとともに、次に掲げる事項によってまちづくりを進めることを基本とします。<br><br>(1) **私たちのまちは**私たちでつくるという明確な意思をもって、考え、行動し、互いに支え合い、安心して暮らせる住みよい八雲町の実現をめざします。<br><br>(2) **協働の精神**を大切にして、課題を見いだし、解決に努め、常に進歩するまちづくりをめざします。<br><br>(3) **まちづくりを次世代に引き継いでいく**持続可能な地域社会の創造をめざします。 | **（基本理念）**<br>第3条　**町民、議会及び行政は、**美幌町民憲章の精神を尊重するとともに、次に掲げることを基本理念として、自治の確立を目指します。<br><br>(1) **町民は、**美幌町の自治の課題を自ら解決していくことを基本として、その自治の一部を議会及び行政に信託していること。<br><br>(2) **町民は、**その信託に基づく町政に自ら主体的にかかわり、安心で住む喜びが実感できる美幌町をつくること。<br><br>(3) **自治体としての美幌町は、**国及び北海道と対等な立場で相互協力の関係に基づいた自律的運営を図り、自治体としての自立を確保すること。 | | **（町民憲章の尊重）**<br>第3条　**町民は、**次の町民憲章に基づいて、まちづくりを進めます。<br>(1) 心をみがき、からだをきたえます。<br>(2) 互いにむつみあい、楽しい家庭をつくります。<br>(3) きまりを守り、明るい社会をつくります。<br>(4) 元気で働き、豊かな郷土をきずきます。<br>(5) 自然を愛し、高い文化を育てます。<br><br>**（まちづくりの基本理念）**<br>第4条　まちづくりの基本理念は、次の各号に掲げるものとします。<br>(1) **町民は、**自らがまちづくりの主体であることを自覚し、積極的にまちづくりに参画します。<br>(2) **町は、**町民が広くまちづくりに参画する機会を保障します。<br>(3) **町民、議会及び町は、**まちづくりにおいて、それぞれの役割と責任を認識し、対等な立場で協働します。<br>(4) **町民、議会及び町は、**協働のまちづくりを推進するために目的意識の共有化に努めます。<br>(5) **町民、議会及び町は、**互いにまちづくりに関する情報を共有し合います。<br><br>**（シンボルの指定）**<br>第5条　東川町のシンボルとして、次のとおり指定します。<br>(1) 山は、旭岳とします。<br>(2) 木は、かつらとします。<br>(3) 花は、エゾムラサキツツジとします。 | （自治の基本理念）<br>第3条　市における自治の基本理念は、次のとおりとする。<br><br>(1) **市民主権**　市民が自治の主体として自ら自治体を統治することは、地方自治の根幹であり、主権者である市民の信託により置かれた市議会及び市長等は、公正で開かれた市民主体の市政運営を行うこと。<br><br>(2) **人権の尊重**　出身、障害の有無、性別、年齢、国籍等にかかわらず、市民一人ひとりの人権が尊重されること。<br><br>(3) **非核平和への寄与**　世界の人々との友好のきずなを強めながら、人類共通の願いである非核平和の実現に向けたまちづくりを行うこと。<br><br>(4) **地球環境の保全**　健全で恵み豊かな環境を将来の世代に継承するため、地球全体の環境に配慮したまちづくりを行うこと。<br><br>(5) **地域特性の尊重**　地域の歴史及び文化的な特性を尊重したまちづくりを行うこと。<br><br>(6) **地方分権の推進及び自主自立の市政運営**　基礎自治体としての権限の拡充に取り組むとともに、自主的かつ自立的に市政運営を行うこと。 | | | | |

基本理念

| | ニセコ町 | 白老町 | 下川町 | 苫小牧市 | むかわ町 | 安平町 | 岩見沢市 | 余市町 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 基本理念 | | **（基本理念）**<br>第3条　**私たちは、**まちづくりの主体として、自らの手で自らのまちを創っていこうとする意思を明確にし、考え行動することで、互いに支えあい、いつまでも安心して共に活き活きと暮らすことのできる「しあわせを感じるまち」の実現を目指します。<br><br>2　**私たちは**、前項の規定の実現に向け、平和を願い、環境を守り、次代を担う子どもたちを育み、学び、働くことを通じて、将来にわたりまちづくりに取り組みます。 | **（基本理念）**<br>第3条　第1条の目的を達成するため、次に掲げる基本理念に基づいて、町政運営の仕組みを整備します。<br>(1)　**町及び議会は**、町民の知る権利及び個人情報の保護に関する権利を保障するとともに、積極的な情報公開を行うことにより、町民参加を推進するための条件を整えます。<br>(2)　**町及び議会は**、町民が意欲的に町政運営に参加できるよう、多様な参加の機会の保障と意見の反映を行います。<br>(3)　**町及び議会は**、町政運営の質的向上を図るため、基本的な制度の確立及び運用の原則を明らかにします。<br>(4)　**町は**、社会経済情勢の変化や町政運営の課題に対応するため、効率的で機動的な行政組織を編成するとともに、職員の能力向上に努めます。<br>(5)　**議会は**、町民の意思を反映するとともに、町政運営の監視、牽制機能を果たし、町民福祉の向上に努めます。<br>(6)　**町及び議会は**、町政に対する町民の信頼を確保するため、説明責任を果たすとともに、公正な町政運営を行います。<br>(7)　**町及び議会は**、より良い地域社会の形成や町政運営における課題解決のため、多様な主体との連携かつ協力を進めます。<br>2　**町は**、この条例に基づき、町政運営の制度全般を組み合わせて活用し、より効果があがるよう努めます。 | | **（基本理念）**<br>第3条　**私たちは**、次に掲げる事項によってまちづくりを進めることを基本とします。<br><br>(1)　**私たちは**、まちづくりの主体は町民であるということを踏まえて、自らの手で自らのまちを創造する意思を明確にし、考え、行動し、互いに支え合い、安心して暮らせる住みよいむかわ町の実現を目指します。<br><br>(2)　**私たちは**、協働の精神を大切にして、課題を見いだし、解決に努め、常に進歩するまちづくりを目指します。<br><br>(3)　**私たちは**、まちづくりを次世代に引き継いでいく持続可能なむかわ町の創造を目指します。 | **（まちづくりの基本理念と基本原則）**<br>第4条　**私たちのまちづくりは**、次に掲げる基本理念と基本原則に基づいて推進します。<br><br>(1)　町民が暮らしやすいまちにするため、情報の公開と情報の共有を図ります。<br><br>(2)　町民の行動や団体の活動を活発にするため、町民参画の権利と責任を明らかにします。<br><br>(3)　人と人の絆を育てるため、協働と連携の仕組みを築いていきます。<br><br>(4)　次世代にまちづくりを引継いでいくため、行政の政策活動の透明化とともに、議会の役割と責務、町民、町長及び職員の責務を明らかにします。<br><br>(5)　子どもから高齢者まで全ての町民が安心して暮らせるとともに、人々が健康で活き活きと輝いた人生を送ることができる生涯学習社会の実現を図ります。 | **（基本理念）**<br>第3条　**市民、議会及び市長等は**、それぞれ役割を果たしながら、情報共有、参加及び協働のもと、**自立した地域社会を実現する、**市民主体による自主自立のまちづくりを基本理念とします。 | **（基本理念）**<br>第3条　余市町の自治の主体は、町民を基本とします。<br><br>2　**町民は**、町民憲章を心得として、まちづくりを進めるものとします。 |

## 論点

（3） 基本理念

基本理念のところで良くある混乱は、「条例の目的」と「条例の基本理念」と混同し、目的があれば基本理念は不要と考えるする人がいますが、「条例の基本理念」ではなく「自治体の基本理念」です。**まちのあるべき理想の姿であり、「まちの共通の価値」「住民共通の自治の価値」を規定**する項であるので、この条例の命とでも言うべきところです。したがって、「条例制定の目的」とは異なります。

さらに、**町民憲章とどう違うのか、町民憲章は「町民のあるべき姿」**に対し、**自治基本条例の基本理念は「まちのあるべき姿」**と異なっています。

次の勘違いは「前文」と「基本理念」との関係で、「前文」に記述した「まちの理想」が「基本理念」と重複することから「基本理念」を削除するという考えの自治体があります。現に、「基本理念」がない自治基本条例があります。しかし、重複しても条例本文にまちのあるべき理想を「基本理念」として規定する方が良いと考えます。

今までの基本理念づくりではまちの「総合計画」等からまちの共通の価値や理想に当たる部分を条例に活用できます。これらは、色々な人たちが幅広く議論されている内容であるので、基本理念を考える上で参照すべき資料です。

# 美瑛町民憲章

昭和38年２月25日制定

わたくしたちは、美瑛町の町民であることに誇りと責任を感じ、この憲章をかかげてその実践につとめましょう。

１　心もからだもすこやかにりっぱにつとめをはたしましょう。

１　互にむつみ話し合い楽しい家庭をつくりましょう。

１　きまりを守り助け合い明るい社会をつくりましょう。

１　自然を愛し文化をたかめ豊かな郷土をつくりましょう。

（参考）

## 八雲町自治基本条例に関する提言（八雲町自治基本条例（仮称）町民懇話会）第1章　総則　3. 基本理念 【解説・考え方】より

八雲町のまちづくりにおける目標である基本理念を定めています。
一つ目は、自らが考え行動し互いに支え合うこと、二つ目は、協働の精神を大切にし、常に進歩するまちづくりを目指すこと、三つ目は、次世代へ引き継ぐ持続可能な地域社会の創造としています。
主語である「私たちは」については、まちづくりの担い手である町民・議会・行政を意味し、三者の総意によって基本理念を宣言する表現としています。
この三つの基本理念の実現に向け、八雲町のまちづくりを推進していくこととしています。

## 美幌町自治基本条例（仮称）中間報告書（みんなで創る自治基本条例町民会議）第1章　総則　3.基本理念 【解説・考え方】より

町民、議会及び行政が美幌町の自治を確立する に当たっての基本的な考え方を規定しています。
従来の地域社会は、主権者である町民が主体となって、自ら美幌町の自治の課題を解決すること、即ち自治を行うことが基本ですが、町民はその自治の一部を、選挙を通じて議会と町長に信託しています。信託を受けた議会及び町長はその責務を改めて認識することが必要です。
そして、町民はその信託した町政に自ら主体的に参加し、監視するなど、自らの意思を自治体運営に反映させ、安心で住むよろこびが実感できる美幌町を創ることが求められます。
また、これまで国や道に頼りがちであった市町村も、地域主権の流れの中で、自己決定・自己責任の原則のもと、自らの意思に基づく町政運営、即ち自律的な町政運営が必要となっています。これからは、受身であったり、一方的に頼るのではなく、町民が自主的に行動し、美幌町が自立することが必要です。町民が自立し、地域経済が自立し、行政も自立して、それぞれの役割をしっかり担っていくことが何よりも大切になります。

# 自治基本条例の概要総則④基本原則

## （4）基本原則

基本原則の概念

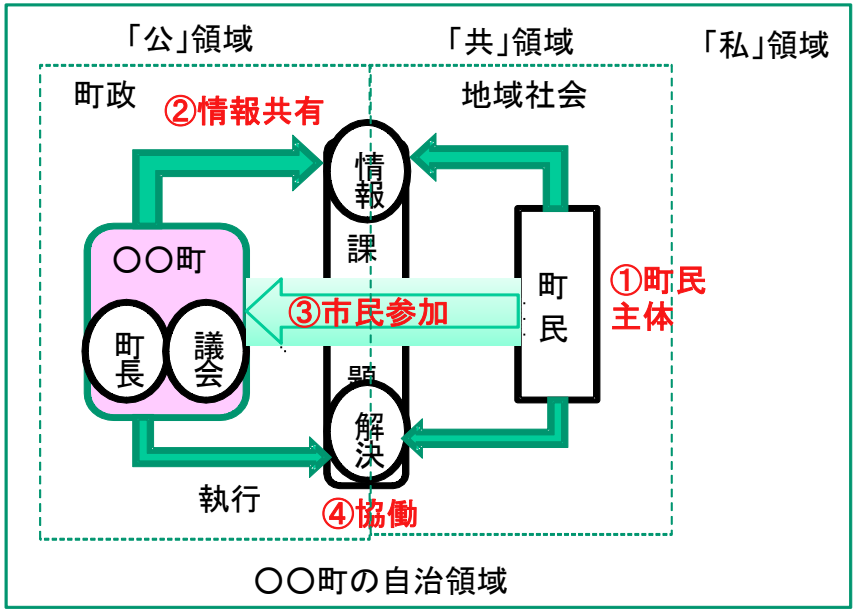


美幌町自治基本条例

（基本原則）
第4条　町民、議会及び行政は、次に掲げる原則に基づき、美幌町の自治を推進するものとします。
(1) **町民主体の原則**　町民は、美幌町の自治の主体であり、その自治の一部を議会及び行政に信託します。
(2) **情報共有の原則**　町民、議会及び行政は、町政に関する情報を共有します。
(3) **参加の原則**　町政及び地域社会の自治は、町民参加のもとに行われることを基本とします。
(4) **協働の原則**　町民、議会及び行政は、それぞれの役割及び責任において、協働して美幌町の自治を推進します。

**ポイント**

**基本原則**

**町民と議会及び行政は、次に掲げる原則に基づき、自治運営を行います。**

**①情報共有の原則　町政に関する情報を共有すること**

なぜ→議会や行政の決定プロセスに町民自ら主体的に参加することが求められますが、参加のためにはわかりやすい情報（課題）の提供や説明があって、初めて情報（課題）の共有ができます。**情報なくして参加なし**です。

**→情報（課題）の共有は「信頼」が基礎**

**②参加の原則　町民の参加のもとで町政が行われること**

なぜ→自己決定の自治体経営では、議会や行政の決定プロセスに町民参加が行われ、**町民の意思を決定に反映させること**が行われています。

**③協働の原則　町民と町政は協働により暮らしやすい地域社会の自治を実現します。**

なぜ→私たちが生活する地域社会は住民自ら課題解決に取り組むのですが、長い間、私たちは地域社会の課題解決を行政に依存して来ました。自己決定の町民自治を実現するには地域の自治を町民が担い、**自ら課題解決を図り、自らでは解決出来ない部分を行政の支援（協働）を受け、解決する**ことが求められています。問題は行政の支援をどのような方法で要請し、どんな支援を受けられるのかの**ルールが必要**になります。

**→参加と協働は人と人の絆を結びつける効果がある。**

# 自治基本条例の概要総則④基本原則

基本原則

| | 八雲町 | 美幌町 | 栗山町 | 東川町 | 上越市 | 小諸市 | 武蔵野市 | 住み良いまち美瑛町 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 基本原則 | **（基本原則）**<br>第4条　私たちは、次に掲げる原則に基づきまちづくりを推進します。<br><br>(1) **町民主体の原則**<br>町民は、まちづくりの主体であり、まちづくりの一部を議会及び行政へ信託します。<br><br>(2) **情報共有の原則**<br>町民、議会及び行政は、まちづくりに関する情報を共有します。<br><br>(3) **参加の原則**<br>まちづくりは、**町民の主体的な参加の下**に行われることを基本とします。<br><br>(4) **協働の原則**<br>町民、議会及び行政は、それぞれの役割及び責任において、協働してまちづくりを行います。 | **（基本原則）**<br>第4条　町民、議会及び行政は、次に掲げる原則に基づき、美幌町の自治を推進するものとします。<br><br>(1) **町民主体の原則**<br>町民は、美幌町の自治の主体であり、その自治の一部を議会及び行政に信託します。<br><br>(2) **情報共有の原則**<br>町民、議会及び行政は、町政に関する情報を共有します。<br><br>(3) **参加の原則**<br>町政及び地域社会の自治は、町民参加のもとに行われることを基本とします。<br><br>(4) **協働の原則**<br>町民、議会及び行政は、それぞれの役割及び責任において、協働して美幌町の自治を推進します。 | 第2章 基本原則<br>**（情報共有の原則）**<br>第4条 町民、議会、行政は、情報を共有します。<br><br>**（町民参加の原則）**<br>第5条 議会と行政は、町民参加のもとに町政を推進します。 | | **（自治の基本原則）**<br>第4条　市民、市議会及び市長等は、前条に定める自治の基本理念(以下「自治の基本理念」という。)に基づき、次に掲げる事項を原則として自治を推進するものとする。<br><br>(1) **情報共有の原則**<br>市民と市議会及び市長等が相互に市政運営に関する情報を共有すること。<br><br>(2) **市民参画の原則**<br>市民参画を基本として市政運営を行うこと。<br><br>(3) **協働の原則**<br>協働を基本として公共的課題の解決に当たること。<br><br>(4) **多様性尊重の原則**<br>市民の出身、障害の有無、性別、年齢、国籍その他それぞれの置かれた状況を尊重し、市民一人ひとりが個性及び能力を十分に発揮することができるようにするとともに、地域の歴史、文化及び価値観を尊重すること。 | **（自治の基本原則）**<br>第4条　自治の基本原則は、次のとおりとします。<br><br>(1) **市民主体の原則**<br>**市民は、それぞれが主体であることを自覚し、互いを尊重しながら**まちづくりを進めます。<br><br>(2) **参加と協働の原則**<br>市民、市議会及び市の執行機関は、積極的な参加と協働によりまちづくりを進めます。<br><br>(3) **情報共有の原則**<br>市民、市議会及び市の執行機関は、**互いに情報を共有し**、まちづくりを進めます。 | **（基本原則）**<br>第3条　**市民自治の推進**は、**市が、市政に関する情報（以下この条において「市政情報」という。）を適時に、かつ、適切な方法により、市民に対して分かりやすく提供する**よう努めることにより、**市と市民とが市政情報を共有**することができるようにすることを旨として行われるものとする。<br><br>2　**市民自治の推進は、市が、市民の市政に参加する権利を保障する**とともに、**市政情報の共有を通じて、市民が市政に参加する機会を保障する**ことを旨として行われるものとする。<br><br>3　**市民自治の推進は**、市民、市議会議員（以下「議員」という。）、市長等及び市職員（以下「職員」という。）のみならず**武蔵野市に関わる様々な主体が、市政情報を共有して市政に参加し、協働して公共的課題の解決を図る**ことを旨として行われるものとする。<br><br>4　**市長は**、市民、議員及び職員の参加のもとに、**市政に関する長期的かつ基本的な計画を策定する**ことにより、武蔵野市の目指すべき将来像を明らかにするとともに、政策資源の有効活用を図り、もって**総合的かつ計画的に市政を運営する**ものとする。 | **（町民参加推進の原則）**<br>第3条　**町民参加の推進**は、町民の権利として、平等に行います。<br><br>2　町民参加の推進は、町民の自主性を尊重して行います。<br><br>3　町民参加の推進は、地方自治の本旨に基づき、適正かつ継続的に行います。 |

基本原則

| 項目 | 八雲町 | 美幌町 | 栗山町 | 東川町 | 上越市 | 小諸市 | 武蔵野市 | 住み良いまち美瑛町 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ① 町民主体の原則 | ○ | ○ | | | | ○ | | |
| ② 情報共有の原則 | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | |
| ③ 参加の原則 | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ④ 協働の原則 | ○ | ○ | | | ○ | ○ | ○ | |
| ⑤ 多様性尊重の原則 | | | | | ○ | | | |
| ⑥ 長期的かつ基本的な計画を策定 | | | | | | | ○ | |

基本原則

| | ニセコ町 | 白老町 | 下川町 | 苫小牧市 | むかわ町 | 安平町 | 岩見沢市 | 余市町 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 基本原則 | 第2章　まちづくりの基本原則<br>**（情報共有の原則）**<br>第2条　まちづくりは、自らが考え行動するという自治の理念を実現するため、わたしたち町民がまちづくりに関する情報を共有することを基本に進めなければならない。<br><br>**（情報への権利）**<br>第3条　わたしたち町民は、町の仕事について必要な情報の提供を受け、自ら取得する権利を有する。<br><br>**（説明責任）**<br>第4条　町は、町の仕事の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、その経過、内容、効果及び手続を町民に明らかにし、分かりやすく説明する責務を有する。<br><br>**（参加原則）**<br>第5条　町は、町の仕事の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、町民の参加を保障する。 | | | 第2章　まちづくりの基本原則<br>第1節　基本原則<br>第3条　市民及び市は、まちづくりの理念にのっとり、次に掲げる原則に基づき、市民自治によるまちづくりを推進するものとする。<br><br>(1)　**情報共有の原則**<br>市民及び市がまちづくりに関する情報を共有すること。<br><br>(2)　**市民参加の原則**<br>市民の参加の下に市政運営が行われること。<br><br>(3)　**協働の原則**<br>市民及び市がそれぞれの役割及び責任に応じ、対等な関係で協力すること。 | (基本原則)<br>第4条　私たちは、次に掲げる原則に基づきまちづくりを推進します。<br><br>(1)　**町民主体の原則**<br>町民は、まちづくりの主体であり、まちづくりの一部を議会及び行政へ信託します。<br><br>(2)　**情報共有の原則**<br>私たちは、まちづくりに関する情報を共有します。<br><br>(3)　**町民参加と協働の原則**<br>まちづくりは、町民の主体的な参加の下に行われることを基本とし、私たちは、お互いを理解し、それぞれの役割と責任において、協働によるまちづくりを行います。 | | (基本原則)<br>第4条　市民、議会及び市長等は、次に掲げる事項をまちづくりの基本原則とします。<br><br>(1)　**情報共有の原則**<br>市民、議会及び市長等は、まちづくりに関する情報を共有します。<br><br>(2)　**参加の原則**<br>市民は、自主的かつ積極的にまちづくりに参加します。<br><br>(3)　**協働の原則**<br>市民、議会及び市長等は、相互理解及び信頼関係に基づき、それぞれの役割と責務を認識し、協働してまちづくりを進めます。 | **（基本原則）**<br>第4条　余市町の自治は、地方自治の本旨に基づき**町民自らがまちづくりに主体的に取り組む**ことを基本とし、議会及び町長は、町民の信託に基づき政策を定め、町政を運営するものとします。<br><br>2　まちづくりは、年齢、性別、国籍、心身の状況、社会的又は経済的環境等の違いに関わりなく、個人の人権を尊重し、国際化が進む中、**異なる文化や価値観を認め合う文化を育む**ことを基本とします。<br><br>3　町民及び町は、まちづくり及び町政に関する**情報を共有する**ものとします。<br><br>4　町民及び町は、広く自治を担う人材を育成するとともに、**協働による**まちづくりを進めます。 |

| 項目 | | ニセコ町 | 白老町 | 下川町 | 苫小牧市 | むかわ町 | 安平町 | 岩見沢市 | 余市町 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ① | 町民主体の原則 | | | | | ○ | | | ○ |
| ② | 情報共有の原則 | ○ | | | ○ | ○ | | ○ | ○ |
| ③ | 参加の原則 | ○ | | | ○ | ○ | | ○ | |
| ④ | 協働の原則 | | | | ○ | ○ | | ○ | ○ |
| ⑤ | 多様性尊重の原則 | | | | | | | | ○ |
| ⑥ | 情報への権利 | ○ | | | | | | | |
| ⑦ | 説明責任 | ○ | | | | | | | |

## 論点

（4） 基本原則

基本原則は基本理念実現のための原則（手段）が列挙され、基本原則に基づき制度設計が行われます。基本理念として「町民自治の確立」（町民による自治）とする自治体が多いことから、基本理念実現のための基本原則としては、次の4つが基本となります。

①町民主体の原則：町民は、〇〇町の自治の主体であり、その自治の一部を議会及び行政に信託します。＝町民は地域社会の課題を解決する主体であると同時に、議会及び行政は選挙で選んだ町長と議員に信託していますが、議会及び行政にも参加という方法を通じ決定に関与する主体でもあります。

②情報共有の原則：議会及び行政が政策課題として解決しようとしていることの情報や地域社会にある課題について、お互いに情報を共有すること＝信頼の基礎

③参加の原則：町民の参加のもとで議会及び行政（政策課題への認識共有）と地域社会（地域課題の認識共有）の自治が行われる。＝住民が信託している議会及び行政への信頼を実感する社会の実現

④協働の原則：暮らしやすい地域社会の実現のために住民が行う課題解決に議会及び行政が支援すること　＝住んでいる地域に関心を持つことと課題解決を通じ地域への愛着を実感する社会の実現

これらの基本原則は具体的制度設計に関係することから町民、議会及び行政がどのようなまちの課題を想定し、制度を設計するかによって基本原則が定まるといっても良い。

（参考）

八雲町自治基本条例に関する提言（八雲町自治基本条例（仮称）町民懇話会）
第1章　総則　４．基本原則　【解説・考え方】より　「町民主体の原則」
　四つの基本原則において、最も基本となるのが「町民主体の原則」です。まちづくりの主体は町民であり、町政は、まちづくりの一部を選挙という制度を通じて議会と町長に町民が信託（信じて託す）したものです。これによって、町民、議会、行政の基本的な関係を明らかにするとともに、町政は、これら原則に従って運営されることとなります。

美幌町自治基本条例（仮称）中間報告書（みんなで創る自治基本条例町民会議）
第1章　総則　4.基本原則　【解説・考え方】より　「町民主体の原則」
　「町民主体の原則」は、美幌町の自治を推進していくうえで最も基本となるものです。基本理念の所で触れたように、美幌町の自治の課題を解決していく、即ち自治の主体は町民です。その自治の主体たる町民の信託のもとに町政が成り立っていることを原則として規定しています。

# 自治基本条例の最高規範（条例の位置付け）

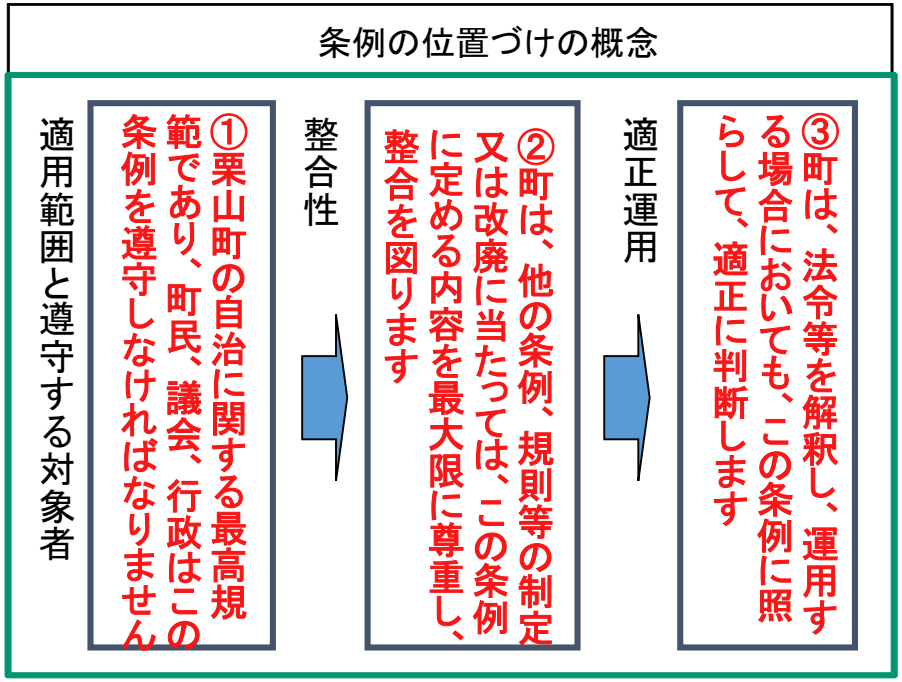


栗山町自治基本条例

**（条例の位置付け）**

第3条 この条例は、栗山町の自治に関する最高規範であり、町民、議会、行政はこの条例を**遵守**しなければなりません。

2 町は、**他の条例、規則等の制定又は改廃に当たって**は、この条例に定める内容を最大限に**尊重**し、整合を図ります。

3 町は、**法令等を解釈し、運用する場合**においても、この条例に照らして、**適正**に判断します。

**ポイント**

**（1）条例の前側又は後側に規定する（どちらも可）**

①条例の総則の中で「条例の位置付け」を規定する（前）

②条例の最後の単独章として「条例の位置付け」又は「最高規範」として規定する（後）

**（2）自治基本条例の適用範囲は「〇〇町の自治の最高規範」（議会及び行政並びに地域社会）なのか、「町政運営の最高規範」（議会及び行政）なのか**

栗山町自治基本条例は「栗山町の自治に関する最高規範」としているのに対し、下川町自治基本条例は「町政運営における最高規範」としている。

→自治基本条例の適用範囲をどこまでにするか。

**（3）この条例を遵守（尊重）するのは誰か**

町民、議会及び行政はこの条例を誠実に遵守しなければならない。

⇒尊重は裁量的表現なので、使い方に注意する。

**（4）条例等の整合性（体系化）を図るのは誰か**

議会及び行政は自治運営に関する他の条例、規則等の制定改廃及び計画の策定又は変更、更に、法令等を解釈、運用する場合においても、この条例との整合や適正に判断しなければならない。

→整合や解釈運用を図るのは議会及び行政である。

# 自治基本条例の最高規範

最高規範

| 自治体 | 八雲町 | 美幌町 | 栗山町 | 東川町 | 上越市 | 小諸市 | 武蔵野市 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 場所 | 後 | 後 | 前 | 後 | 後 | 前 | |
| 適用範囲 | 八雲町における自治の基本事項を定める | 美幌町における自治の基本を定める | 栗山町の自治に関する | まちづくりの | 市における自治についての | 自治に関する | |
| 最高規範性 | 最高規範 | 最高規範 | 最高規範 | 基本原則 | 最高規範 | 最高規範 | |
| 最高規範（条例の位置付け） | （最高規範）<br>第50条 **この条例は、八雲町における自治の基本的事項を定める最高規範**として位置づけます。<br>2 **町民、議会及び行政は、この条例を遵守**しなければなりません。<br>3 **議会及び行政は、**他の条例及び規則等の制定改廃並びに**まちづくりに関する計画の策定又は変更**を行うときは、**この条例の内容を遵守し、整合性を図らなければなりません。** | （最高規範）<br>第50条 **この条例は、美幌町の自治の基本を定める最高規範**であり、**町民、議会及び行政は、この条例を遵守**しなければなりません。<br>2 **議会及び行政は、**条例、規則等の制定、改正又は廃止に当たっては、**この条例に定める事項を最大限に尊重し、整合を図らなければなりません。** | （条例の位置付け）<br>第3条 **この条例は、栗山町の自治に関する最高規範**であり、**町民、議会、行政はこの条例を遵守**しなければなりません。<br>2 **町は、**他の条例、規則等の制定又は改廃に当たっては、**この条例に定める内容を最大限に尊重し、整合を図ります。**<br>3 **町は、法令等を解釈し、運用する場合においても、この条例に照らして、適正に判断します。** | （この条例の位置付け）<br>第30条 **この条例は、**まちづくりの**基本原則**であり、**町民、議会及び町は、この条例の趣旨を最大限に尊重し**てまちづくりを進めます。<br>2 **町は、**他の条例、規則等の制定改廃にあたっては、**この条例の趣旨を最大限に尊重します。** | 第10章 **最高規範性**<br>第43条 **この条例は、市における自治についての最高規範**であり、**市民、市議会及び市長等は、この条例を遵守**しなければならない。<br>2 **市議会及び市長等は、**他の条例、規則等の制定、改正及び廃止並びに法令の解釈及び運用に当たっては、**この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図らなければならない。** | （条例の位置付け）<br>第2条 **この条例は、自治に関する最高規範**であり、**市民、市議会及び市の執行機関は、誠実にこれを遵守**します。<br>2 **市議会及び市の執行機関は、**この条例以外の条例、規則等を制定、改廃する場合には、**この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図ります。**<br>3 **市議会及び市の執行機関は、基本構想等の計画の策定、政策の立案及び実施**にあたっては、**この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図ります。** | |

| 自治体 | ニセコ町 | 白老町 | 下川町 | 苫小牧市 | むかわ町 | 安平町 | 岩見沢市 | 余市町 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 場所 | 後 | 後 | 前 | 後 | 後 | 前 | 前 | 後 |
| 適用範囲 | ― | 本町の自治制度に関する | 町政運営における | ― | むかわ町における自治の基本事項を定める | 町政運営における | まちづくりを進めるにあったて | 本町の自治の基本を定めるもの |
| 最高規範性 | なし | 最高規範 | 最高規範 | なし | 最高規範 | 最高規範 | なし | なし |
| 最高規範（条例の位置付け） | （この条例の位置付け）<br>第55条 他の条例、規則その他の規程によりまちづくりの制度を設け、又は実施しようとする場合においては、この**条例に定める事項を最大限に尊重**しなければならない。<br>**（条例等の体系化）**<br>第56条 **町は、**この条例に定める内容に即して、**教育、環境、福祉、産業等分野別の基本条例の制定**に努めるとともに、他の条例、規則その他の規程の**体系化**を図るものとする。 | （まちづくりの最高規範）<br>第35条 私たちは、**本町の自治制度に関する最高規範である**この条例を誠実に遵守し、これに基づいてまちづくりを進めます。<br>2 私たちは、**本町の政策執行に関する最高規範である総合計画**に基づいてまちづくりを進めます。<br>3 **町は、**この規範にのっとり、自治の実現に向けた基本的な制度の整備と、**町政執行のための基本的な計画の体系化**に努めます。 | （条例の位置付け）<br>第4条 この条例は、**町政運営における最高規範**と位置付け、**町及び議会は、**この条例の趣旨を尊重し、他の条例等の制定、改正及び廃止を行います。<br>2 **町は、法令や条例等の解釈及び運用を行う場合も、この条例に照らして判断します。** | （条例の位置付け）<br>第28条 市は、条例等の制定及び改廃、法令等の解釈及び運用その他市政運営に当たっては、**この条例の趣旨を最大限に尊重**して行わなければならない。<br>2 **市は、**この条例の趣旨に基づき、各分野における基本条例等を制定し、及び**これらの条例と他の条例等とを体系的に整備する**よう努めなければならない。 | （最高規範）<br>第46条 この条例は、むかわ町における**自治の基本的事項を定める最高規範**として位置づけます。<br>2 私たちは、まちづくりに関する全ての活動において、この条例を誠実に遵守しなければなりません。<br>3 **議会及び行政は、**他の条例及び規則等の制定改廃並びに**まちづくりに関する計画の策定又は変更**を行うときは、**この条例の趣旨を尊重**しなければなりません。 | （条例の位置付け）<br>第2条 この条例は、**町政運営における最高規範**であり、**町及び議会は、**他の条例、規則等の制定、改廃及び運用に当たっては、**この条例の趣旨を尊重し、整合性を図ります。** | （条例の位置付け）<br>第5条 **市民、議会及び市長等は、**まちづくりを進めるにあたっては、**この条例の趣旨を最大限に尊重**しなければなりません。<br>2 **議会及び市長等は、**他の条例、規則等の制定改廃においては、**この条例の趣旨に基づいて行うものとします。** | （条例の位置付け）<br>第35条 この条例は、本町の自治の基本を定めるものであり、**町民、議会及び町は、これを最大限に尊重する**ものとします。 |

課題：最高規範を宣言するまちと宣言しないまちがある。「条例の位置付け」の位置：前か後か？

# 自治基本条例の最高規範の表現方法

最高規範の位置

| 自治体 | 美幌町自治基本条例 | 遠軽町まちづくり基本条例 | 栗山町自治基本条例 |
|---|---|---|---|
| 条文位置 | 後 | 後 | 前 |
| 条文構成 | 第12章　最高規範<br>**（最高規範）**<br>第50条　この条例は、**美幌町の自治の基本を定める最高規範**であり、町民、議会及び行政は、この条例を遵守しなければなりません。<br>2　議会及び行政は、条例、規則等の制定、改正又は廃止に当たっては、この条例に定める事項を最大限に尊重し、**整合**を図らなければなりません。 | 第10章　最高規範性及び条例の見直し<br>**（最高規範性）**<br>第42条　この条例は、**まちづくりの基本を定める最高規範**であって、議会及び町は、他の条例、規則等を定める場合は、この条例に定める事項を最大限に遵守しなければならない。<br>（条例の見直し等）<br>第43条　町は、この条例の施行後4年を超えない期間ごとに、この条例の各条項が社会経済情勢等の変化に対応し、所期の目的を達成しているかどうかを総合的に検討する機関として、町民を主体とした遠軽町まちづくり自治基本条例推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。<br>2　町は、前項に規定する検討の結果、この条例や関連する事項について見直しが必要な場合は、この条例の改正を含めて適切な措置を講じなければならない。<br>3　委員会に関し必要な事項は、別に条例で定める。 | 第1章 総則<br>（目的）<br>第1条 この条例は、栗山町の自治の基本的な原則と制度を定め、町民の権利と役割、議会と行政の役割と責務を明らかにすることにより、町民自治の推進を図ることを目的とします。<br>（定義）<br>第2条 この条例における用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとします。<br>⑴ 町民 町内に住所を有する人（以下「住民」といいます。）、町内で働き又は学ぶ人、事業活動その他の活動を営む人又は法人もしくは団体をいいます。<br>⑵ 町 議会と行政をいいます。<br>⑶ 町政 町が行う自治の活動をいいます。<br>⑷ 行政 町長（地方公営企業の管理者の権限を有する町長を含む。）とその他執行機関をいいます。<br>**（条例の位置付け）**<br>第3条 この条例は、**栗山町の自治に関する最高規範**であり、町民、議会、行政はこの条例を遵守しなければなりません。<br>2 町は、他の条例、規則等の制定又は改廃に当たっては、この条例に定める内容を最大限に尊重し、整合を図ります。<br>3 町は、法令等を解釈し、運用する場合においても、この条例に照らして、適正に判断します。 |

最高規範の位置を単独章とするか、総則の章で規定するか、条例の位置付けや条例の見直しの章で規定するか、前か後も決まりはない。ただ、中間はない。

（論点）

**最高規範**の論点は(1) この条例の位置付け (2) この条例は「尊重」なのか「遵守」なのか (3) 条例等の体系化 の3点です。

自治基本条例が最高規範（まちの憲法）になるのは、町民、議会、行政からの支持があることを背景としていなければならない。

(1) この条例の位置付け については、下川町自治基本条例は「**町政運営における最高規範**」としているのに対し、栗山町自治基本条例は「**栗山町の自治に関する最高規範**」と規定しています。この違いは自治基本条例が規定している領域が異なるからです。下川町自治基本条例は**町政型**ですので町政運営の最高規範となっています。それに対し、栗山町自治基本条例は**自治型**ですので信託領域の町政と自治領域の地域社会を領域とし、栗山町の自治の基本を定める最高規範としています。したがって、主語は「この条例は」となっています。

最高規範については、白老町自治基本条例では、「本町の**自治制度に関する最高規範**であるこの条例」と「本町の**政策執行に関する最高規範である総合計画**」のように、**2つの最高規範**を設けているまちもあります。

(2) この条例は「尊重」のか「遵守」なのか については、栗山町自治基本条例は「町は、他の条例、規則等の制定又は改廃に当たっては、この条例に定める内容を最大限に**尊重し**、整合を図ります」に対し、八雲町自治基本条例は「議会及び行政は、他の条例及び規則等の制定改廃並びにまちづくりに関する計画の策定又は変更を行うときは、この条例の内容を**遵守し**、整合性を図らなければなりません」と規定しています。最高規範であるこの条例は「遵守」とすべきであって、裁量的表現の「尊重」を使用するときには注意が必要です。

(3) 条例等の体系化 については、ニセコ町まちづくり基本条例では「町は、この条例に定める内容に即して、教育、環境、福祉、産業等分野別の基本条例の制定に努めるとともに、他の条例、規則その他の規程の体系化を図るものとする」と**最高規範である自治基本条例を頂点とした新たな条例等の制定を行い条例等の体系化を図る**こと規定しています。このことが、最高規範であるが故の規定です。

（参考）

八雲町自治基本条例に関する提言（八雲町自治基本条例（仮称）町民懇話会）
第12章　最高規範 【解説・考え方】より

本条例を「八雲町における自治の基本的事項を定める最高規範」として位置づけており、町民、議会及び行政は、この条例を誠実に遵守することを趣旨としています。
また、本条例は、八雲町の法体系の頂点に位置づけられることから、他の条例、規則等の制定、改正、廃止や総合計画など八雲町の基幹的な計画の策定、変更を行う場合は、この条例の内容を遵守し、整合性を図ることとしています。ここでいう「この条例の内容を遵守し」とは、本条例の基本原則及び情報共有、町民参加をはじめとした基本的な制度を誠実に守ることを意味しています。

美幌町自治基本条例（仮称）中間報告書（みんなで創る自治基本条例町民会議）
第12章　最高規範 【解説・考え方】より

１ この条例の内容は、美幌町の自治の基本を定めるもので、最高規範に位置するものです。町民、議会及び行政は、それぞれの立場から美幌町の自治を担っており、この条例を遵守することが求められます。
２ 条例、規則等の制定、改正及び廃止に当たっては、最高規範であるこの条例に規定している事項を最大限に尊重し、整合を図るべきことを規定しています。

# 八雲町・美幌町の総則・条例の位置付けのまとめ

| | 目的 | 基本理念 | 基本原則 | 条例の位置付け | 共通の制度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 八雲町自治基本条例 | 町民主体の自治を実現すること | ①自らが考え行動し互いに支え合うこと<br><br>②協働の精神を大切にし、常に進歩するまちづくりを目指すこと<br><br>③次世代へ引き継ぐ持続可能な地域社会の創造をめざすこと | ①町民主体の原則<br><br>②情報共有の原則<br><br>③参加の原則<br><br>④協働の原則 | ①八雲町における自治の基本的事項を定める最高規範とする<br><br>②町民、議会及び行政はこの条例を誠実に遵守すること<br><br>③議会及び行政は、他の条例及び規則等の制定改廃並びにまちづくりに関する計画の策定又は変更を行うときは、この条例の内容を遵守し、整合性を図ること | ①情報共有<br><br>②町民参加と協働 |

| | 目的 | 基本理念 | 基本原則 | 条例の位置付け | 共通の制度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 美幌町自治基本条例 | 町民主体の自治を実現すること | ①町民は、美幌町の自治の課題を自ら解決していくこと<br><br>②町民は、その信託に基づく町政に自ら主体的にかかわり、安心で住む喜びが実感できる美幌町をつくること<br><br>③自治体としての美幌町は、自律的運営を図り、自治体としての自立を確保すること | ①町民主体の原則<br><br>②情報共有の原則<br><br>③参加の原則<br><br>④協働の原則 | ①美幌町の自治の基本を定める最高規範とする<br><br>②町民、議会及び行政はこの条例を遵守すること<br><br>③議会及び行政は、他の条例、規則等の制定、改正又は廃止に当たっては、この条例に定める事項を最大限に尊重し、整合を図ること | ①情報共有<br><br>②町民参加 |